

令和5年第5回

## 置戸町議会定例会会議録

令和5年6月12日開会

令和5年6月13日閉会

置戸町議会

## 令和5年第5回置戸町議会定例会（第1号）

令和5年6月12日（月曜日）

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第31号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第33号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第34号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第35号 置戸町の特定の事務を取扱う郵便局の指定について
- 日程第 9 議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第10 同意第 4号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 同意第 5号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 6号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第 7号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第 8号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第 9号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第10号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第11号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第12号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第13号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第14号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第15号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第16号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第17号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 報告第 4号 専決処分の報告について
- 日程第25 報告第 5号 例月出納検査の結果報告について

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 議案第 30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 31号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 33号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 34号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 35号 置戸町の特定の事務を取扱う郵便局の指定について
- 日程第 9 議案第 36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第10 同意第 4号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 同意第 5号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 6号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第 7号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第 8号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第 9号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第10号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第11号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第12号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第13号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第14号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第15号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第16号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第17号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 報告第 4号 専決処分の報告について
- 日程第25 報告第 5号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（8名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 嘉藤 均 議員  | 2番 前田 篤 議員  |
| 3番 石井 伸二 議員 | 4番 石村 吉博 議員 |
| 5番 柏原 勝 議員  | 6番 山田 耕平 議員 |
| 7番 阿部 光久 議員 | 8番 岩藤 孝一 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 町長 深川 正美    | 副町長 菘島 賢治    |
| 会計管理者 菅原 嘉仁 | 企画財政課長 坂森 誠二 |

総務課長 鈴木伸哉  
町民生活課長 田中耕太  
施設整備課長 名和祐一  
企画財政課長補佐 高橋秀典

総務課参与 鈴木義徳  
産業振興課長 五十嵐勝昭  
地域福祉センター所長 石森実  
総務課総務係長 鈴木良知

〈教育委員会部局〉

教育長 平野毅  
社会教育課長 須貝智晴  
図書館長 遠藤薫

学校教育課長 大戸基史  
森林工芸館長 小野寺孝弘

〈農業委員会部局〉

事務局長 五十嵐勝昭(兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴木伸哉(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小鷹浩昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 今西美紀子  
臨時事務職員 中田美紀

議事係 加藤洋聖

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和5年第5回置戸町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって1番 嘉藤均議員及び2番 前田篤議員を指名します。

---

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・ 議案第30号から議案第36号。

・ 同意第4号から同意第17号。

今期定例会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

・ 報告第4号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

・ 報告第5号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

5番 柏原勝議員。

○5番 柏原議員〔登壇〕 北見地区消防組合議会報告結果。

去る、令和5年5月23日招集の令和5年第1回臨時北見地区消防組合議会の結果につきまして、その概要を報告いたします。

本会議開会に先立ち、このたび置戸町議会及び訓子府町議会から組合議員に選出されて初めての組合議会であり、また理事者側の異動がありましたので、議員及び理事者の自己紹介を行いました。

次に、開議宣言があり、引き続き書記長より諸般の報告として出席議員14名、全員の出席報告がありました。

次に、議席の指定、会議録署名議員の指名及び会期を1日間と決定いたしました。

次に、議案第1号 財産の取得については、現在、消防署端野支署に配備している高規格救急自動車の更新整備で、取得価格が3,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

次に、議案第2号 財産の取得については、現在、留辺蘆消防団温根湯第3分団に配備している消防ポンプ自動車の更新整備で、取得価格が3,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

次に、報告第1号は、北見地区消防組合個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分については、消防組合における個人情報の保護に関する法律の改正により、これまで条例により規律されてきた一部事務組合を含む地方公共団体の個人情報保護制度が、全国的な共通ルールとして法律で規定されることとなりましたことから、法改正の趣旨を踏まえて、保有個人情報の開示請求に係る開示決定の期限や費用負担など、法律の施行に必要な事項を定めるため、所用の改正を行ったものであります。

なお、この件の施行日は、法律の定めにより令和5年4月1日からとされたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告があり、議会の承認を求められたものであります。

以上、辻管理者より一括して提案理由の説明がなされ、議案第1号及び議案第2号並びに報告第1号について、質疑、討論、採決を行い、原案のとおり可決並びに承認されました。

次に、議案第3号 監査委員の選任については、北見地区消防組合の監査委員として、議員のうちから選任いたします監査委員に、管理者より谷口武彦議員を選任するもので、北見地区消防組合規約第13条第2項の規定により、議会の同意を求められたものであります。質疑、討論、採決を行い、管理者提案のとおり同意することに決定しました。

次に、議員提出議案第1号は、北見地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、すでに各市町の議会においても制定済みでありますので、会議規則第35条第2項の規定により提案理由の説明を省略し、質疑、討論、採決を行い、原案のとおり可決・決定されました。

なお、審議の内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございます。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

令和5年6月12日、報告者、柏原勝。

○岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月14日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する  
条例の一部を改正する条例から

◎日程第 9 議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計  
画の一部変更についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3 議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から日程第9 議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましても、総務課長より説明をいたします。また、議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。これにつきましても、企画財政課長が説明をいたします。なお、この間の各議案につきましても、それぞれ所管する課長が説明いたします。

〈議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。総務課長。

○鈴木総務課長 議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正概要ですが、令和3年1月臨時会において、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症作業手当として、主に消防職員や保健師が対応に当たった場合に、1日につき3,000円を支給する規定の整備を行いました。新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に分類されたことに伴い、本規定を廃止するものでございます。

なお、手当の支給実績は、消防職員で述べ24日。保健師の支給実績はございません。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、議案第30号説明資料、置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右が現行、左が改正案となります。

右側、現行のアンダーラインの太字の規定を全て削除するものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

〈議案第31号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第31号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第31号についてご説明いたします。

議案第31号 置戸町税条例の一部を改正する条例

置戸町税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

今回、改正する内容は、令和5年度地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例の規定の改正を行うものです。

改正概要につきましては、森林環境税を住民税と併せて賦課徴収するための規定の整備。軽自動車税種別割の税率で、ミニカー区分から三輪以上の特定小型電動機付自転車、いわゆるキックボードが除外になる改正。軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の規定の削除。軽自動車種別割のグリーン化特例を3年間延長する規定等の改正となります。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別冊の議案第31号説明資料、置戸町税条例の一部を改正する条例をご覧ください。

左側が項目、右側が改正概要となっております。改正の趣旨につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

第34条の9の改正は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定ですが、第2項の改正は、個人町民税所得割からの配当割等の控除に係る規定について、還付や充当が森林環境税の導入に対応したものに改正するものです。施行日は、令和6年1月1日となります。

第36条の3の2の改正は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定ですが、新設の第2項の規定は、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年に提出した申告書と異動がない場合には、記載の簡素化が図られ、当該申告書を当該給与支払書を経由して提出した場合は、異動がない旨の記載した申告書を提出することができることとの規定です。施行日は、令和7年1月1日となります。

第3項・第4項及び第5項・第6項につきましては、第2項新設により各項の繰下げ及び法改正による引用条項の改正となります。施行日は、同じく令和7年1月1日となります。

第38条の改正は、個人の町民税の徴収の方法等の規定ですが、第1項につきましては、法改正に伴う字句の改正となります。施行日は、令和6年1月1日となります。

新設の第3条の規定は、国税である、森林環境税を個人の住民税均等割と併せて賦課徴収することの規定となります。施行日は、同じく令和6年1月1日です。

2ページをお開き願います。

第41条の改正は、個人の町民税の納税通知書の規定ですが、納税通知書に記載する納付額に、森林環境税と個人の住民税との合算額を記載することの規定の改正となります。施行日は、令和6年1月1日です。

第44条の改正は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収の規定ですが、第1項の改正は、個人住民税について特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税を含むこととする規定の改正となります。施行日は、令和6年1月1日です。

第2項、第3項及び第6項につきましては、法改正に伴う字句の改正となります。施行日は、同じく令和6年1月1日です。



第46条の改正は、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等の規定ですが、QRコード対応の納付書の様式の規定の新規整備となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。

第47条の改正は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れの規定ですが、第1項につきましては、法改正に伴う字句の改正となります。施行日は、令和6年1月1日です。

第2項の改正は、森林環境税が給与特別徴収として住民税と併せて賦課徴収されますが、給与特別徴収額が変更され、納付することとなった額をすでに超えて納付されている場合、森林環境税も含めて徴収金関係過誤納金とみなして、他の未納に係る徴収金に納入することを委託したとみなす規定の改正となります。施行日は、令和6年1月1日です。

3ページをご覧ください。

第47条の2の改正は、法的年金等に係る町民税の特別徴収の規定ですが、第1項の改正は、特別徴収の方法により徴収する法的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税を含む旨の規定の改正となります。施行日は、令和6年1月1日です。

第47条6の改正は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収額への繰入れの規定で、第1項につきましては、法改正に伴う字句の改正となります。第2項の改正は、個人住民税の年金特別徴収税額が特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合、納付すべき年金特別徴収税額を納付済額がすでに超えている場合、併せて賦課徴収している森林環境税も徴収関係過誤納金とみなし、他の未納に係る徴収金に納付することを委託したとみなす規定の改正となります。施行日は、令和6年1月1日です。

第48条の改正は、法人の町民税の納付申告。

第50条の改正は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続の規定ですが、第48条の第1項、同条5項、第50条第1項の改正は、QRコード対応の納付書の様式の規定の新規整備となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。

第82条の改正は、種別割の税率の規定ですが、第1号への改正は、原動機付自転車に係る三輪以上のものの規格が、ミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車、いわゆるキックボードが除外され、三輪以上の特定小型原動機付自転車は、総排気量が50cc以下または定格出力が0.5キロワット以下の第1号アの区分に該当することとなる法の改正に伴う改正となります。施行日は、令和5年7月1日です。

4ページをお開きください。

第98条の改正は、たばこ税の申告納付の手続。

第101条の改正は、たばこ税に係る不足税額等の納付手続の規定ですが、第98条の第1項、同条第5項、第101条第1項の改正は、QRコード対応の納付書の様式の規定の新規整備となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例の規定ですが、肉用牛の売却による事業所得の課税特例の適用期限を3年延長する規定の整備となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。

附則第10条の改正は、読替規定の規定ですが、法改正に伴う字句の改正となります。適用年月日

は、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。

5ページをご覧ください。

附則第10条の2の改正は、附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、わがまち条例の規定で、左が改正後、中央に改正前、右側が改正内容となります。

主な改正としましては、次の6ページ、下から2番目。中小企業等が認定先端設備等導入計画に従い取得した家屋等の固定資産税の減額ですが、固定資産税の軽減ですが、法附則第64条が削除されましたので、附則第10条の2第16項は削除とし、大規模改修が行われたマンション等に対する固定資産税の軽減措置を新たに附則第10条の2第16項として改正しています。他の項目は、法改正に伴う改正となり、条項のずれ等の改正及び字句の改正となります。

7ページをご覧ください。

附則第10条の3の規定は、新築住宅等に対する固定資産税の軽減の規定の適用を受ける者がすべき申告の規定ですが、新設の第12項・第13項の規定は、大規模改修が行われたマンションに対する税額の軽減措置を受けようとする者がすべき申告について規定するものです。適用年月日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。

附則第15条2の改正は、軽自動車税の環境性能割の非課税。

附則第15条6の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定ですが、コロナ感染対策で延長されていた消費税引上げに伴う環境性能割の臨時的軽減措置であった税率の1%の引上げの規定が削除される法律改正に併せての規定の整備となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。

附則第15条の2の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例。

附則第16条2の改正は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定ですが、燃費排ガス不正について税制上の再発抑止策として、不正により生じた納付税額、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に上げる改正となります。施行日は、令和6年1月1日です。

附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定ですが、種別割のグリーン化特例を3年延長する改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。

附則第17条2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例の規定ですが、第1項・第2項につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を3年延長する規定の整備となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。

以上で、今回の地方税法等改正に伴う税条例の改正につきまして説明を終わりますが、議案第31号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後ほどご参照願います。

本議案にお戻りください。

議案を2枚めくっていただき、右のページになります。

附 則

(1) 施行期日につきましては、資料にて説明済みですので説明を省略いたします。

第2条は、町民税に関する経過措置で、それぞれの規定の経過措置となります。

第3条は、固定資産税に関する経過措置で、それぞれの規定の経過措置となります。

次のページの第4条は、軽自動車税に関する経過措置で、それぞれの規定の経過措置となります。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

〈議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第32号についてご説明いたします。

議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険税条例(昭和33年条例第7号)の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴う関係する規定を整備するものと、令和5年度の国民健康保険税の税率を見直すものでございます。

改正内容の説明に入る前に、置戸町国民健康保険税の状況についてご説明いたします。

議案第32号の説明資料の1ページ、令和5年度国民健康保険税所得階層別世帯分布表をご覧ください。

一番上段の表、左側から所得階層、世帯数、被保険者数、合計所得金額、世帯割合を集計しています。世帯階層の欄、1段目から4段目までの軽減対象基準に該当する所得階層150万円未満の世帯数の合計は251世帯で、世帯割合では57%。所得階層150万円以上から850万円未満の世帯数は143世帯で、世帯割合では33%。課税限度額基準に該当する所得階層850万円以上の世帯は45世帯で、世帯割合では10%となっています。表の下段の合計欄ですが、世帯数は昨年に比べ23世帯減の439世帯。被保険者数は、66人減の834名。課税対象所得金額の合計は、約7,131万円減の9億6,770万となっております。世帯数等は減少しておりますが、所得階層別の世帯の割合の比率は変動がありません。

下段の表になります。軽減世帯情報ですが、今回の税制改正で、5割軽減、2割軽減の拡充が図られますが、2割軽減世帯が増加し、5割軽減世帯、7割軽減世帯が減少した状況となっております。

以上が、所得状況、軽減の状況となります。

国民健康保険は、都道府県単位化に伴い、全道の被保険者の医療費や事務費などを全市町村で負担する仕組みとして給付金制度が導入されており、市町村ごとに医療費水準や所得水準、世帯数、被保険者等に応じて額が算定され、北海道に納める形になっています。また、令和9年度には、賦課方法を、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯平等割の4賦課方式から所得割を算定しない3賦課方式へ統一。また、令和9年度には、賦課方法を、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯平等割の4賦課方式から資産割を算定しない3賦課方式へ統一。令和12年度には、保険税率が統一され、全道の市町村でも同一の税率になる予定です。納付金の額は、過去3年間の医療費等の実績で算定されますが、本年度の額は、昨年度より190万ほどの減額になりまして、1億3,717万円と示されております。また、給付金を納めるために、本年度必要な保険税収入は、1億794万円となります。道から示される標準保険税率を参考としつつ、従来の保険税率を考慮し税率を検討してまいりました。

が、被保険者数の減少などで現行税率では不足が生じることから、保険税率を見直すこととしました。令和5年度の保険税率につきましては、均等割、平等割の応能額につきましては、改正を行わず、令和9年度には3賦課方式へ移行となることに鑑み、資産割から所得割への税率の移行を伴う改正といたしました。また、税率算定時には、被保険者への負担を考慮し、基金から約520万円ほどの繰り入れを行い、負担軽減する試算で実施しております。

それでは、条例改正の内容につきましてご説明いたしますので、議案第32号説明資料、2ページ、令和5年度置戸町国民健康保険税条例改正をお開き願います。

表の右から、改正項目、関係条項、改正内容、適用年月日となっています。

初めに、改正項目の1. 課税限度額の改正です。令和5年度税制改正により、国保税における負担の公平性を図るため、軽減措置の拡充。課税限度額の引き上げが盛り込まれました。そのことから、置戸町においても改正を行うものです。改正内容の1. 課税限度額の引上げの表、区分の欄をご覧ください。国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの内訳でご負担いただいておりますが、第2条第3項に規定する、後期高齢者支援金分に対応する分を課税限度額、現行20万円から22万円に2万円引き上げます。基礎課税額、介護納付金課税額につきましては、今回変更はございません。続きまして、改正の2は、減額基準の改正です。減額基準の改正につきましては、低所得者に対する軽減措置を拡充するもので、5割軽減と2割軽減を拡充するものです。改正内容の2. 低所得者に対する軽減措置の拡充をご覧ください。①5割軽減の拡充。第23条第2号の規定につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を、28万5,000円から29万円に改正。②2割軽減の拡充。第23条第3号につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を、52万円から53万5,000円に改正するものです。なお、7割軽減の所得基準につきましては、現行どおり変更はございません。

以上、2点が地方税法施行令等の改正によるものでございます。続きまして、改正項目3. 税率の改正ですが、関係条項の欄、3条から4条は、基礎課税額の改正で、所得割額を100分の6.2から100分の7.5に、資産割額を100分の24から100分の20に改正するもので、被保険者均等割、世帯平等割につきましては、変更はございません。第6条から第7条は、後期高齢者支援全等課税額の改正で、所得割額を100分の1.95から100分の2.3に、資産割額を100分の8.5から100分の8に改正するものです。均等割、平等割につきましては、変更はございません。第8条から第9条は、介護納付金課税額の改正で所得割額を100分の1.4から100分の1.7に。すいません、訂正いたします。第8条から第9条は、介護納付金課税額の改正で所得割額を100分の1.2から100分の1.7に。資産割額を100分の4.75から100分の2.5に改正するものです。均等割、平等割につきましては、変更はございません。

資料3ページをお開き願います。

所得階層別国民健康保険税額試算表をご覧ください。A3横の表となります。表の中央から、左が改正前、右が改正後で、表の右端の全体分差引が前年度からの年税額の増加分となります。一番左、上段は、低所得者層。中程より下は、軽減対象とならない普通世帯の資産となっております。一番上、7割軽減世帯、所得が43万円の世帯の税額は変更はございません。上から3番目、5割軽減世帯、所得が92万円の世帯で3人家族、固定資産税2万円を負担いただく世帯では、資産割が1,350

円減額し、所得割が1万535円増額となり、全体では前年度より9,200円の増額となります。中段、所得が210万円の世帯で2人家族、固定資産税2万円の場合、資産割分が1,350円減額し、所得割が3万5,905円増額となり、全体では前年度より3万4,500円の増額となります。続きまして、別冊の議案第32号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。6ページになります。

第23条の2の改正は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例についての規定ですが、法改正に伴う字句の改正となります。8ページになります。附則第2項の改正。公的年金に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例から、14ページ、附則第13項の改正。条項適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例までの規定の改正は、法改正に伴う字句の改正となります。

本議案にお戻りください。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

##### (適用区分)

第2条 この条例による改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

〈議案第33号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第2号）〉

○岩藤議長 次に、議案第33号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第2号）。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第33号について説明いたします。

議案第33号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度置戸町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

##### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,298万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,154万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、令和5年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第2号）により説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。歳出から説明をいたします。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和5年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。10時55分から再開します。

---

休憩 10時36分  
再開 10時55分

---

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第34号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 議案第34号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第1号）。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第34号について説明をいたします。

令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第1号）。

令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第1条 令和5年度置戸町下水道事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきまして、第1款 下水道事業収益。既決予定額が1億9,435万3,000円。補正予定額が550万円。合計で1億9,985万3,000円。第2項 営業外収益。既決予定額が1億4,422万7,000円。補正予定額が550万円。合計で1億4,972万7,000円を計上しております。

支出につきまして、第2款 下水道事業費用。既決予定額が1億9,435万3,000円。補正予定額が550万円。合計で1億9,985万3,000円。第1項 営業費用。既決予定額が1億8,323万3,000円。補正予定額が550万円。合計で1億8,873万3,000円を計上しております。

補正の内容について説明いたしますので、別冊の下水道事業会計補正予算実施計画及び明細書（第1号）の2ページをお開きください。下段になります。収益的収入及び支出の支出から説明いたします。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和5年度下水道事業会計補正予算実施計画及び明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第35号 置戸町の特定の事務を取扱う郵便局の指定について〉

○岩藤議長 次に、議案第35号 置戸町の特定の事務を取扱う郵便局の指定について。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第35号につきましてご説明いたします。

議案第35号 置戸町の特定の事務を取扱う郵便局の指定について。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり置戸町の特定の事務を取扱わせる郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるための議案となります。

今回指定する趣旨につきましては、地域住民の利便性を図るため、置戸町の特定の事務について、

日本郵便株式会社と契約する予定でありますので、記載のとおり郵便局を指定するものです。

1 指定する郵便局の名称

勝山郵便局

2 取扱事務の範囲

- (1) 戸籍謄本等の請求の受付及び引渡し
- (2) 納税証明書の請求の受付及び引渡し
- (3) 住民票の写し等の請求の受付及び引渡し
- (4) 戸籍の附票の写し等の請求の受付及び引渡し
- (5) 印鑑登録証明書の請求の受付及び引渡し

3 取扱期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、書面での取扱いを廃止をする旨の意思表示をしないときは、期間を1年延長し、以後も同様とする。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

〈議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第36号について説明をいたします。

議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を次のように変更をする。

本文中「4. 地域における情報化」及び「6. 生活環境の整備」の(3)計画の表に別紙の事業を追加する。

今回の過疎計画の変更についてですが、本年度予算において財源対策として過疎対策事業債の発行を予定している事業につきまして、過疎地域持続的発展市町村計画への追加が必要になったことから、北海道との事前協議を進めておりましたが、その内容につきまして議会の承認を求めるとのことです。

追加の内容について説明をいたしますので、次のページ、過疎地域持続的発展市町村計画変更の表をご覧ください。

計画本文の18ページ、27行目になりますが、3. 地域における情報化に関する表で、変更後の欄(1)電気通信施設等情報化のための施設の事業名に、テレビ放送中継施設。事業内容に、テレビ中継局放送機器更新。事業主体に、置戸町の文言を追加いたします。変更の理由につきましては、記載のとおりでございます。その下、計画本文の23ページ、19行目になりますが、5. 生活環境の整備に関する表で、変更後の欄(2)下水処理施設の事業名に、公共下水道。事業内容に、下水道施設設備更新。事業主体に、置戸町の文言を追加。さらに、同表に(3)廃棄物処理施設。事業名に、その他。事業主体に、置戸町の文言を追加いたします。変更の理由は記載のとおりでございます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで、議案第30号から議案第36号までの提案理由の説明を終わります。

---

◎日程第 10 同意第 4 号 置戸町固定資産評価審査委員会委員  
の選任について

○岩藤議長 日程第 10 同意第 4 号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました、同意第 4 号は、置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本町固定資産評価審査委員会委員、遠藤弘文氏は、令和 5 年 6 月 27 日をもって任期満了となるので、後任に次の者を選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

後任の方は、伊東憲一氏を選任するものであります。住所及び生年月日、年齢につきましては、議案に記載のとおりであります。

伊東憲一氏の略歴等について申し上げます。平成 14 年 3 月に北海道職業能力開発大学校を卒業された後、町外の民間企業にお勤めになり、その後、平成 20 年 4 月に置戸町に戻られ、家業の農業に従事し、平成 24 年 1 月からは経営移譲され、経営者として現在まで営農をされております。

また、公職歴等といたしましては、平成 20 年 7 月に置戸消防境野分団に入団以来、15 年間、本町の消防団活動にご尽力いただいております。選任についての同意についてよろしくお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

したがって、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第 4 号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、同意第 4 号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第 1 1 同意第 5 号 置戸町農業委員会委員の任命についてから

◎日程第 2 3 同意第 1 7 号 置戸町農業委員会委員の任命についてまで

————— 1 3 件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第 1 1 同意第 5 号 置戸町農業委員会委員の任命についてから日程第 2 3 同意第 1 7 号 置戸町農業委員会委員の任命についてまでの 1 3 件は、いずれも委員任命同意の議案でありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました同意第 5 号は、置戸町農業委員会委員の任命についてでございますが、議長が申し上げたとおり、以下、同意第 1 7 号までの 1 3 名の方を本町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

農業委員の選出方法につきましては、平成 2 7 年、農業委員会等に関する法律が改正され、公職選挙法に基づく選挙制度から、町長が議会の同意を得て任命する方法に変更されております。また、候補者につきましても、農業者にこだわらず広く一般公募することとなっており、今回の任命にあたりましても、6 月 1 0 日開催の置戸町農業委員会候補者評価委員会において推薦のありました、各候補者について評価が行われ、候補者の選定をさせていただきました。

なお、農業委員の定数は 1 3 名で、任期は、令和 5 年 7 月 2 0 日から令和 8 年 7 月 1 9 日までの 3 年間となっております。

それでは、議案の説明に移らせていただきたいと思います。

はじめに、同意第 5 号であります。氏名は、廣中和幸氏でございます。住所、生年月日は、議案に記載のとおりです。廣中氏の農業委員会委員としての経歴であります。現職でありまして、現在 2 期 6 年目でございます。

続きまして、同意第 6 号 小建一彦氏でございます。小建氏につきましても現職でありまして、現在 1 期目であります。

続きまして、同意第 7 号 佐藤秀昭氏でございます。佐藤氏につきましても農業者ではありませんが、農協職員として長く勤められた経験または現在、農民協議会事務局あるいは置戸町資源保全協議会の事務局長を務めるなど、農業に対し広い知識を有しておられます。現在 2 期目の現職でございます。

次に、同意第 8 号 井上一味氏でございます。井上氏につきましても現職でありまして、現在 1 期目でございます。

続きまして、同意第 9 号 樋渡秀晃氏でございます。樋渡氏につきましても現職であります。現在 2 期目であります。

次に、同意第 1 0 号 齊藤貴浩氏でございます。齊藤氏につきましても現職でありまして、現在 2

期目で会長職務代理者を務められております。

次に、同意第11号 松本和彦氏でございます。松本氏につきましても現職でありまして、現在1期目であります。

続きまして、同意第12号 野里光幸氏でございます。野里氏につきましても4期目の現職で、現在、農業委員会の会長を2期務められております。

次に、同意第13号 溝井雅幸氏でございます。溝井氏につきましても現職でありまして、現在2期目でございます。

次に、同意第14号 篠原正博氏でございます。篠原氏につきましても現職でありまして、現在1期目でございます。

続きまして、同意第15号 大槻尚浩氏でございます。大槻氏につきましても現職でありまして、現在2期目でございます。

次に、同意第16号 安達伴子氏でございます。安達氏につきましては、平成27年10月まで畑作農業を家族で営まれ、現在は会社員としてお勤めになっておりますが、地域からの人望も厚く、豊富な農業知識や経験をお持ちです。新任ということになります。

次に、同意第17号 松崎久美氏でございます。松崎氏につきましても、平成27年10月まで畑作農業を家族で営まれ、現在はパート職員としてお勤めされておりますが、平成29年2月から30年まで、JAきたみらいフレッシュミズの会長をされるなど、女性農業者や地域からの信望も厚く、農業の知識や経験をお持ちです。新任ということになります。

以上で、同意第5号から同意第17号までの説明を終わります。

同意につきまして、どうぞご審議いただきたく存じ上げます。

○岩藤議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第5号 置戸町農業委員会委員の任命についてから同意第17号 置戸町農業委員会委員の任命についてまでの13件を採決します。

同意第5号 置戸町農業委員会委員の任命について、廣中和幸氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第6号 置戸町農業委員会委員の任命について、小建一彦氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第7号 置戸町農業委員会委員の任命について、佐藤秀昭氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第8号 置戸町農業委員会委員の任命について、井上一味氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第9号 置戸町農業委員会委員の任命について、樋渡秀晃氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第10号 置戸町農業委員会委員の任命について、齊藤貴浩氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第11号 置戸町農業委員会委員の任命について、松本和彦氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第12号 置戸町農業委員会委員の任命について、野里光幸氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第13号 置戸町農業委員会委員の任命について、溝井雅幸氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第14号 置戸町農業委員会委員の任命について、篠原正博氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第15号 置戸町農業委員会委員の任命について、大槻尚浩氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第16号 置戸町農業委員会委員の任命について、安達伴子氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第17号 置戸町農業委員会委員の任命について、松崎久美氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第24 報告第4号 専決処分の報告について

○岩藤議長 日程第24 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第4号について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分について、同条第2項の規定により、お手元に配付のとおり処分の報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

---

#### ◎日程第25 報告第5号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第25 報告第5号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第5号について申し上げます。

監査委員が令和5年2月28日、3月31日及び4月30日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

---

◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

---

◎散会宣言

○岩藤議長 本日は、これで散会します。

散会 11時23分

## 令和5年第5回置戸町議会定例会（第2号）

令和5年6月13日（火曜日）

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第31号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第33号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第34号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第35号 置戸町の特定の事務を取扱う郵便局の指定について
- 日程第 9 議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第10 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書
- 日程第11 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた要望意見書
- 日程第12 意見書案第4号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第13 意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書
- 日程第14 議員の派遣について

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第31号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第33号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第34号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第35号 置戸町の特定の事務を取扱う郵便局の指定について
- 日程第 9 議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第10 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書
- 日程第11 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた要望意見書

下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた要望意見書

- 日程第12 意見書案第4号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書  
日程第13 意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書  
日程第14 議員の派遣について

○出席議員（8名）

1番	嘉藤均	議員	2番	前田篤	議員
3番	石井伸二	議員	4番	石村吉博	議員
5番	柏原勝	議員	6番	山田耕平	議員
7番	阿部光久	議員	8番	岩藤孝一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	菅原嘉仁	企画財政課長	坂森誠二
総務課長	鈴木伸哉	総務課参与	鈴木義徳
町民生活課長	田中耕太	産業振興課長	五十嵐勝昭
施設整備課長	名和祐一	地域福祉センター所長	石森実
企画財政課長補佐	高橋秀典	総務課総務係長	鈴木良知

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	大戸基史
社会教育課長	須貝智晴	森林工芸館長	小野寺孝弘
図書館長	遠藤薫		

〈農業委員会部局〉

事務局長 五十嵐勝昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴木伸哉（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小鷹浩昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 今 西 美 紀 子

臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 加 藤 洋 聖



◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって3番 石井伸二議員及び4番 石村吉博議員を指名します。

---

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

・意見書案第2号から第5号。

・議員の派遣について。

本日の説明員は、前日配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 それでは通告に従いまして深川町長に質問をいたします。

障がいを抱える方々の居場所づくりと就労の場についてということでもありますけども、私は3月の定例議会予算審議のときにも申し上げましたが、障がいという言葉が好きではありませんし、人に対してそういう言葉を使うべきものではないというふうに思っておりますし、決して差別をするような考えや気持ちもありません。町民の皆様お一人お一人が置戸町に住んでいて良かったと思えるまちづくりの一助になればと思い質問をいたします。

特定非営利活動法人置戸町くらしサポートたちつてとは設立から10年を経過し11年目に入ったとのこと。また、拠点となっているキッチン木の実は10年目を迎えています。キッチン木の実は障がいを抱える方々の拠り所として、また活動の拠点として多くのスタッフ、ボランティアの皆さんのご理解とご協力のもとに運営をされていることにも心より深く深く感謝を申し上げる次第であります。まだ収束をしたわけではありませんが、コロナ禍を挟んでの10年間は大変なご苦勞もあったのではない

かと推察をするところでもあります。しかしながら、これからの10年を考えると、人口の減少や高齢化をはじめとするスタッフの減少なども懸念されるところであります。一方で置戸町内での就労の場の確保などの要望があるのも事実であります。JAきたみらいでは農福連携の取り組みを始めているというお話をお聞きしました。

そこで障がいを抱える方々も置戸町で安心して暮らせるための課題やこれからの取り組み、考え方を町長にお聞きをいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 早朝から本議会に傍聴いただきました皆さん大変ありがとうございます。これから新しい議会編成となりました議員の皆様と議論を交わしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

まず最初に嘉藤議員の方から障がいを抱える方の居場所づくりと就労の場についてのご質問をいただきました。核家族化の進行や社会構造の変化により家庭環境の変化、そして住民同士のつながりの希薄化、高齢化社会の到来、障がい者の社会的孤立など、さまざまな課題が混在し、また地域社会においても支え合い機能が低下するなど、公的なサービスだけでは対応しきれない課題が増加してると言われております。

このようななか、本町では平成25年、誰でも集える場の創出、障がいを抱える人たちの活動の場の提供を目的として、NPO法人置戸町くらしサポートたちつてとが設立され、これまで10年の間運営されてまいりました。また、多くのボランティアさんのご理解ご協力を得て、障がいのある方の活動の場としてキッチン木の実が開設され、本年1月には9周年を迎えたところであります。栄養バランスが取れた家庭的なメニューに、町民はじめ町外からもご利用いただけてるとともに、高齢者等への在宅への給食宅配サービスを担うなど、多くの方から利用され喜ばれております。

開設当初は民業圧迫ということもささやかれましたが、今ではその活動は本町にとってなくてはならないものであると私自身認識しております。町といたしましても設立以来補助金等の財政措置や地域福祉センターを通じて連携を図ってきたところでありますが、議員からもお話のとおり、近年その活動を支えてきたボランティアの皆さんの高齢化や減少が顕著となり、理事長をはじめスタッフの皆さんが奮闘されているものの、昨年秋からは営業日を4日から3日へ減少するなど、新たなボランティア人材の確保が活動継続の大きな課題となっております。また、このたちつてとに限らず、長年本町で活動を継続してまいりましたボランティア組織女性ボランティアつつじの会や男性ボランティアえぞまつ会も同様の課題があるとお聞きし、正直どうしたらよいものかと頭を痛めております。

本年3月にはボランティア活動に対する理解を深めてもらうため、ボランティア講座を福祉センターで開催するなど、新たなボランティア発掘の取り組みを行ってはおりますが、その効果はすぐに現れるものではないと思ひます。引き続き、町では社会福祉協議会と連携をし、ラポラポイントを活用した新たなボランティア制度の創設や小地域ネットワークと各団体に対し、参加支援の呼びかけをしてまいりたいと考えております。高齢になっても何かしら社会の役に立ちたい、そう思っておられる方も少なからずいらっしゃる。また、勤労者でもできるボランティア活動、ボランティアを行うきっかけづくりとなるような取り組みを今後とも継続してまいりたいと思ひます。

後段、次に障がいを抱える方の就労対策でございますが、障害者雇用促進法の改正により、本年、令

和5年より一定規模以上の事業所では障がい者の雇用率は従来2.3%から2.7%に引き上げられております。また、実効性を上げるために達成できない事業所への行政指導や納付金制度など、ペナルティーも強化されております。

一方では地方に限らず少子高齢化が進み、労働人口の減少により全産業、多くの職場で労働力の確保、担い手の発掘が大きな課題となっております。コロナ明けの経済活動の活性化も相まって、積極的なロボット導入やAIを駆使した省力化が加速されているとともに、政府においては外国人の技能実習制度の緩和により労働力を早急に確保しなければならない、そんな時代となっております。これを機会とし、企業や事業体にとっても労働者確保対策として障がいのある方も就業による社会参画が進むことも期待されているところであります。

町内の企業でもすでに障がい者の就業体験に取り組まれた事例もお聞きしておりますし、議員からもお話のとおり、きたみらい農協での農福連携の取り組みも北見市内で福祉施設を運営している事業所と連携しながら実施しているとお聞きしております。

そのようななかで就労先の確保や就労先の選択、本町含めて1自治体だけでは効果が得られないことから、1市4町で構成します北見地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、令和3年度に地域生活支援拠点施設を北見市に整備、専門の相談体制を構築したところでもあります。相談支援事業所や地域生活支援拠点施設などの専門事業所とも連携し、広域での就労も視野に入れ、情報収集や逆の情報提供を行い、障がいを抱える方が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

私は公約でも障がいのある方の就労機会の確保、これを目標としておりました。就任以来、障がいのある方の雇用を増やすべく、障がい者枠を設けた職員採用や公共施設の業務に合わせた障がいのある方の会計年度任用職員の雇用を今進めているところであります。1市4町の協議会の取り組みのほかに、町内でも障がいのある方の雇用に対する雇用への理解を深めるとともに、障がいのある方個々の相談の充実、そして北見の専門相談員へのつなぎ役、さらには町内事業者とも障がいのある方の雇用に関する意見交換の場を創設するなど、障がいのある方の雇用が少しでも増やせるよう、そして障がいがあっても本町に住み続けることができるようなまちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 町長の方から今るる答弁がございました。課題や取り組みということで、今町の持っているものを概ねお話をいただいたのかなとは思いますが、第6次の総合計画、置戸町のものがあります。そのなかでもですね、これですけれども、基本計画、基本目標1の3、41、42ページに障がい者福祉の充実がということで書かれております。自立支援体制の充実、主な取り組み内容では就労支援の充実、社会参加の促進、家庭介護者への支援、就労の場の創設とあります。ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますが、その辺の町長のお考え、再度お聞きしたいと思っております。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 本町に限らず、このことは政府、日本国、世界で取り組まれていかなければならない問題だと思っております。政府は平成19年、国連の障害者権利条約に署名後、障害者虐待防止法、障害者基本法、総合支援法、差別解消法などを矢継ぎ早に制定しております。これらの実効性を担保するためにも、それぞれの施策が先ほど言われたようなことも含めて、障がい者の社会参画に向けた取り

組みが取り組まれております。先ほど1市4町での取り組みもその一環の一つであります。従来の障がい者に手を差し伸べる、または障がい者の自立支援から障がい者への差別をなくすとともに、人権尊重、障がいのあるなしに関わらず、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現、これが障がい者の権利条約に盛り込まれたもので、日本政府もこれに大きく方針転換をしております。

現在日本では16人に1人が、人口の約6%、790万人の方が心身の機能に障がいがあると言われております。障がい者の就業に関して言えば、その方が努力をして健常者と同じスキルを身につけるといふことよりも、その障がいを理解した上で可能な業務を行う、障がいのない方もある方も同じ社会でともに働く、これが当たり前の社会、そうなるような社会全体の取り組みが必要だということでございます。私も全くそのとおりであります。今言われてる障がいというのは、先ほど心身に故障が、障がいがある、不具合があるということではなくて、障がいのある方を見る人たちの目に、見方にバリアが、障壁があるのではないかと、それを直すべきだという世界の潮流であります。

私つい先頃ですね、NHKのEテレに出演しております玉木幸則氏の講演を聞く機会がありました。この方は生まれつき脳性麻痺で、兵庫県で今障がい者の相談支援員をされている方で、テレビでもよく出られている方であります。教育長とこの講演を聞く機会を得ました。そのときに、本当に障がいって何ですかということ、まあ玉木氏は訴えたんだと思います。SDGsのテーマ、誰一人取り残さない社会の構築、これっておかしくないですか。障がいのない方がまるで障がいのある方を引き上げる、そんな見方、なんで上から視線なんですかと、その講演をお聞きしたときに私も目から鱗であります。

先ほど申し上げましたとおり、16人に1人は何らかの障がいを持っていると言われております。このような方々と一緒に幸せを享受できるようなまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますし、私役場職員のことだけではないと思っております。一步一步進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

以上お答えになってるかちょっと分かりませんが、あの一足飛びになかなか企業の理解も、就業場の確保についても、みんなの見方、障がいのある方に対する見方を変えていかなければ世の中は変わっていかないというふうに私は認識しておりますし、それらの啓蒙活動などは福祉センター、社会福祉協議会、そして今あるNPO法人たちつととも連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 町長から決意というか、これからの今後の思いということでお伺いをいたしました。私も全くそのとおりだと思っておりますし、これからは私たちでもできることがあれば一町民としてボランティア活動にも参加協力をしたいというふうに思っております。

このあと新人議員さんの一般質問もたくさんありますので、私はこの程度に留めて終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○岩藤議長 次に6番 山田耕平議員。

○6番 山田議員〔一般質問席〕 それでは通告に従いまして深川町長に一般質問いたします。置戸町の10年後について、町長のビジョンと今後の施策について質問したいと思います。

町長にお聞きしたいのは置戸町の未来についてです。私は1979年、昭和54年に置戸町に生まれ、生活してまいりました。その昭和54年頃、置戸町は人口が約6,500人ほどおりまして、非常に活気があった記憶があります。しかし、現在で5月末の段階で2,651人という人口になっており、実

に4,000人近くがそのときよりも減少した状態となっております。

深川町長が町長になられた2020年には、住民基本台帳に基づく人口がそのとき2,833人となっており、この3年間で182人が置戸町からいなくなってしまうという数字が実際残っております。大きくこの年数3年で割ると、実に平均約1年間で62人が減ったということになります。この状況は非常に危機的状況と考えており、町長も先日行われた商工会総会の場の挨拶のところでも人口が2,000人を切ると、町として機能することが難しくなるとおっしゃられておりました。このままでは近い将来に2,000人を切ってしまうという状況になるのは間違いないと思われてます。

第6次置戸町総合計画のなかでは、令和11年、2029年の目標総人口を2,500人と設定しております。しかし、先ほど算出した平均62人減少することを今の人口に当てはめた場合、2026年には人口が2,500人を下回るという単純計算で当てはめることができます。これを2,000人を切る年数となるのは2034年ということで、実に早い段階での2,000人を切ってしまうということが懸念されます。正直まあ自然減のなかでの人口減少を食い止めるのは容易ではなく、これは今、日本全体がこの問題に直面しております。しかし、そのなかでもこの社会減という問題においては、町の補助とか施策等で減少率を抑えることができ、本来なら自然増、プラスの方に持っていかなければならない、要は人口が増えるような施策を行わなければいけないと私考えております。まあ今現状、過去2年間は流入人口でプラスになってるという数字もありますので、実績は出てるのではないかと思えます。しかし、もっともっとプラスにしていかなければいけないのではないかと感じており、しかも1年後、1年半後にはですね、現在より地域おこし協力隊の大半の人員が任期満了という状態になっており、その方の定住支援等も行わなければいけないという状況になっております。

で、深川町長が町長として3年間が経過し、これまでも過疎化対策に対していろいろと手腕を触れてこられたと思いますけども、今まで行ってきた町長のこの施策の効果がどれぐらいあったのかということと、あと現在の町長が思い描いているこの置戸町が10年後どうなっているかというビジョンを持っておられるのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 今山田議員の方から置戸町の10年後のビジョンと人口減少に対する今後の施策についてのご質問を頂戴いたしました。

少しあの今までの経過を振り返っていきたいと思います。住民基本台帳による本町の人口は町制施行10年後の昭和35年、1万3,162人をピークに減少を続けております。議員がお生まれになった、先ほどおっしゃられましたが、昭和54年には6,500人ほどの人口がありました。先月5月末現在では約そのときから半数の6年経ってですね、半数の2,651人となっております。さらにピーク時の1万3,000人何某から数えれば、約63年経って5分の1の人口になってしまっております。

本町の歴史を紐解けば、明治の開拓とともに豊富な森林資源を背景に、町外からその富を目指して多くの住民が移住し、大正4年野付牛村から分村、3年後には人口が1万人を超えております。大正9年には訓子府村が置戸村から分村し、一時1万人を割るものの、その後徐々に人口は回復し、先ほど申し上げたとおり、本町の人口のピークは昭和35年1万3,000人ということになっております。その後昭和30年代後半の木材輸入自由化により、相次いで木工場などは撤退するなど、林業の盛衰とともに40年代の農業人口の減少などから急激な過疎の町となってまいりました。

現在、全国の多くの農山漁村と言われる自治体が、人口減少と少子高齢化により限界集落などと言われ、令和2年策定の置戸町第6次総合計画、その時の社会保障人口問題研究所の推計では、本町では2030年代前半で2,000人を割ると推計をされております。しかし、今や東京や札幌など都市部でも人口減少に転じており、都市、農村を問わず、全国の自治体の多くが少子高齢化が進み、日本全体が人口減少、勤労世代の減少による労働者不足などが共通の課題となっており、その対策にあらゆる手段が講じられてきているところではありますが、なかなかその効果が出ていないのも現状であります。

これまで本町では人口減少や流出を防ぐための施策として仕事、住居の確保を重点的に進めてまいりました。本町の基幹産業であります農業や林業の活性化や新築住宅建設への補助、また住宅改修や中古住宅取得への補助など、その内容を充実させながら現在に至っております。

とりわけ私が町政を担わせていただいてからは、宅地分譲や民間有料賃貸住宅の整備促進、町の活性化と定住人口拡大のため、地域おこし協力隊員の積極的な導入、採用、そして現在は8名の隊員が元気に活動をされております。さらに町内での起業や定住者に支援金を支給する元気だすべ事業、さらにはオケクラフトや飲食店なども新規開業するなどの効果もあって、令和4年においてオホーツク管内では3自治体しかない、転入者が転出者を上回る転入超過の町と報道もされております。しかしながら高齢化とともに直接間接要因としてコロナ感染症の流行により、近年は流入人口以上にお亡くなりになる方が急増しております。昨年度1年間で74名の方が亡くなり、生まれた方は10名、この差は64名のマイナスということになっており、逆に流入人口が増えたものの、人口減少に拍車がかかった状況となっております。

私は人口減少に歯止めをかけるためには、今後も移住人口を増やすことが鍵を握ると思っております。私のなかでは今の置戸町に何が足りないかといえば、それは知名度だと感じております。移住地の候補地として認識してもらうためには置戸町をより多くの方に知っていただき足を運んでもらう、訪れていただく。地域おこし協力隊員によるSNS発信やPR部材の作成など、町の情報発信をこれからも取り組んでいきたいと考えております。

就任後、取り組みを始めましたふるさと納税の返礼品も、品数、種類、生産量など課題はあるものの、置戸町を全国にPRする大きなツールであると考え、今後とも返礼品など町の方々とも協力しあいながら特産品開発等を進めてまいりたいと考えております。

また一方で、議員も参画されておりますOGF、本町は小さな町ではありますが、とても大きな音楽イベントを過去二度も開催した実績もございます。町の活性化や知名度アップにもつながる今後の活動にも大いに期待しているところでもあります。

うちの町なんてだめだわあ、転出したい、そんな住民が思う、または口に出るような町を誰しも移住先として選ばないと思います。また転入してきて、また転出していくことにもなってしまうと思います。まだまだ私たちが気づいていない魅力が置戸にはあります。住んでいる人たちは当たり前すぎて気がつかない良いものがたくさんあります。それを改めて教えてくれるのが町外から来られた方だとも思っております。

先日もぼっぼ絵画館でのイベント、さらには勝山温泉ゆうゆでの結婚式、屋外結婚式など、町外からも多くの方が参加、出席されておりました。私もその方々からすごい町だと言われました。行政がやるわけではありません。これは地域の皆さんが協力をしながら取り組んでいることです。これが噂と

なり、人と人がつながり、さらに置戸町の知名度を上げていくと考えております。人間誰しも褒められて悪い気はしないでしょう。そんな噂を聞けば町民、そして置戸の子どもたちも誇りを持ってわが町と言える置戸町になると思います。私はその誇りの一つが置戸町民の民度の高さであると自慢できるものであります。それを育ててきたのは人づくりであり、住民同士の強いつながりであると思っています。人口増加への特効薬は全国で取り組まれておりますが、本町だけ突出しての特効薬というものはなかなか難しく見つけられることができませんが、総合計画の人口目標、令和11年に2,500人、この維持は非常に議員おっしゃられるとおり厳しいかもしれませんが、しかし、諦めず、これからもこうした住民一人一人の積み上げを大切にされた取り組みを助長し、救い上げること、支援することが人口減に歯止めをかける大きな施策だと思っておりますので、ご理解とご協力を重ねてお願いする次第であります。

また、地域協力隊の今後ということでも言及されておりますが、私も地域協力隊の任期は一応3年ということになっておりますし、私の目指す地域協力隊の姿というのは、その方がその地域で定住をして活躍を継続してもらおう。こんな取り組みになるように役場の担当の方とも十分打ち合わせをしながら支援を継続してまいりたいと思いますし、新しい方策、そして地域の方々にもご協力をお願いしていきたいと考えております。そしてまた新たな協力隊を入れていきたいと考えております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員〔一般質問席〕 町長から魅力ある今後まちづくりを作る、やはり置戸町には本当に僕たちが住んでわからない魅力というのは本当にたくさんあると思います。私も先日ネイチャーウェディングに参加させていただき、こんな素晴らしいイベントを置戸でできるんだということをまさに実感いたしました。

で、私も高校卒業後北見で10年ほど生活してから置戸町に戻ってきているので、そのときにやはり北見に住んでいるとか、置戸から離れると置戸の良さというものに気づく結果になると思います。そういうところをもっとPRしていけたらなというふうに私も思います。そういうわけであと地域おこし協力隊にも発言していただきありがとうございます。そのように地域おこし協力隊を置戸町の宝だと私も思っておりますので、ぜひこれからはいろいろな施策を持っていただけるよう、よろしく申し上げます。

そのなかで、令和2年にですね、置戸町まちづくり推進室ということで提示したこの置戸町人口ビジョン改訂版という書類、資料ですね。こちらがああの町のホームページにも載っているんですけども、このなかで置戸町の人口推移と長期的な見直しというグラフが一番最後のページにあるのですが、このなかで2025年に置戸町独自推計でというグラフのなかで、2025年は人口が2,649人となっております。これは先ほど申し上げた2023年5月末の現在の人口とほぼ相違がない、要は2年間前倒して今この人口減少が進んでしまっているというのが、このときの計画から見て取れると思います。

これに関しては、本当に一刻も早く手を打たなければ、この人口減少のスピードを抑えることができず、今すぐにも施策を行っていかねばいけないう状況だということは、このグラフと今の人口から見てもわかると思います。そのなかでやはり私たちもまだまだこれから置戸町で子育てにしても、生活していかねばいけないうし、生活していきたいと考えるなかで、やはり抜本的なこの内容の見直しを行っていかねばいけないうのではないかと考えます。

先ほど触れた第6次置戸町総合計画であった2029年の目標、総人口2,500人、こちら町長先

ほど諦めないでその人口を目指すというお話がありましたが、こちらに関しては非常に厳しいというのがやはりこの計画書見てもありますし、町長も先日の報告会に行っておっしゃってありました。なので、この計画ですね、6次計画及びこの人口ビジョンの、この計画というものを再度もう1回見直して、もう一度原点から立ち直って、見直して修正したなかで問題点をあぶり出していくというような考えが町長にあるのか、お聞かせください。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 議員のお話のとおりだと思います。先ほど私の答弁のなかでもこの3年間、直接間接ではありませんが、亡くなる方がここ数年非常に多くなっています。私自身何とか町政を担わせていただいたときに、人口を増やしたいという思いでいろんな施策展開を図っていますが、なかなかその数が追いついていないのも現状であります。

先ほど議員がおっしゃられました計画につきましても、再度検証しながら来年見直しをする、見直しをするにしても現状の分析をよくしていかなければ何をすればその数につながっていくのか、そういうこともお諮りをしていきたいと、議員の皆さんにもご意見をいただいきたいと思っております。

なお本町の人口、私若いときですね、ある役場のOBの方にこんなことを言ったことがあります。20代の頃でした。あの役場の課長さんでしたけども、人口が少なくなったっていいじゃないですか、その人が幸せならばという問いかけをしたことがあったんですが、そのときに僕はまだ若気の至りで、いる人が幸せを作るのにはやはり一定程度の人口がいなければ維持できない、町を維持できないということは頭がなく、いる人が幸せなら、その幸せっていうのを抽象的に考えていました。しかしながら、ここになってみると置戸町にはまだまだ今本当にいいものがあるんだと思います。

当たり前のことかもしれませんが、日赤病院があり、老人福祉施設が整備され、図書館も蔵書数も多い、施設も整備され、町外から来た人はこんな町ないよと言われるぐらい、そして街並みも少し空き店舗が目立ってきましたが、こんなにきれいに整備された町素晴らしいねと言われたことがあります。ぜひともそんな誇りをですね、町民の皆さんに持っていただくような施策展開や教育を進めてまいりたいと思います。

先ほど申し上げましたときに、私は宣伝が大事だと、これがいの一番だという話もしましたが、もちろん住んでいくうえで医療や福祉や教育や、子育て環境、さまざまな部門で総合的に向上させていかなければ新たな移住者は来ないというふうにも思っておりますし、以前もいろいろお話ししましたが、仕事、移住をするにはやはり仕事の創設、仕事をまあ起業家の皆さん、事業者の皆さんともまあ十分な協議をしながら創設、そして雇用人口を増やす、そして雇用人口が移住人口に繋がるような施策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員〔一般質問席〕 町長の口から、今計画の見直しという発言を聞いて、非常に逆にこれは私ども議員としても一緒に考えてやってなければいけない内容だと思いますので、ぜひ今後その計画に対していろいろ確認しながら、調べながらやっていきたいと思っております。

あと、私たちやはりこの置戸町に住むなかで定住促進として、やはり子どもたちが元気で過ごせる状況というのが置戸町には必要だと思っており、そのうちの一つとしてきっかけとなりうるのがやはり児童館建設の件だと思います。これに対し、やはり子育て世代が置戸町で生活できる基盤となるような施



設になると思います。しかし、前回行われた3月の定例議会において、児童館建設に関わる調査等の予算にまつわる項目について、計画が1年半、1年ほど先延ばしになったという状況もあります。なので、こちらに関しては、これから議員協議会等でいろいろと説明を受けながら、また話し合っていく内容だと思いますので、こちらの方では割愛いたしますが、そのなかでちょっと直近の問題として、今くるみの会の入っている旧めぐみ幼稚園、こちらの老朽化が非常に進んでおられるのは皆さん周知のとおりだと思います。しかもそのなかで、中の床のワックスですね、床がですね、結構節々が浮いてきてしまっており、今非常に子どもたちの足が引っかかるような状況となっております。あと表の木製遊具、こちらに関してはやはりもう耐用年数が過ぎているという状態で、ちょっとトゲが出てきたり、中のボルトがゆるんだり、先日鉄棒の方の撤去をするといった状況とかもあります。

こちらの方ですね、今計画が1年ほど先送りになったという状況のなかでは、まだこの旧めぐみ幼稚園の施設ではまだ子どもたちが2年、3年と、多分くるみの会として行っていくというか、受け入れられていく、そこで生活していくという状況になると思いますが、話を聞くとそのワックスがけの費用等をですね、こちらの方の予算がこの建設に向けて、まあワックスは今必要ないのではないかと、今後建設するのでワックスがかけなくても大丈夫ではないかということで、ワックス等のそういう修繕費用の方の予算の方が今入っていないという話を私の調査のなかで聞きました。しかし、今この延びたなかで、この子どもたちが安全に暮らせる状況を維持するべく、このワックスがけ等とかですね、あと木製遊具の補修というものを町として予算をつけて行っていただきたいと思いますが、その辺町長どのようにお考えでしょうか、お願いします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 以前も床のささくれが出てきたとか、修繕を対応してきましたが、ワックス予算については先ほど議員がおっしゃられたとおり、まあもうすぐ整備が始まるので1年見送りしようということで予算を落とした経過がありますが、もちろん危険があれば外にある木製遊具も含めてですが、危険があればそれは対処してまいりたいと思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。本当私はこれからこの置戸町が発展するために発展していくために、今すぐにでもこの人口減という問題を考えていかなければならない時代と考えており、これからも官民一体のワンチームでこの大きな課題に置戸町全体で取り組んでいかなければいけないと考えております。そして私たち子育て世代が元気でなくては高齢者の方たち、まあ町長から先日おっしゃっていた先輩という方たちが町からのやはり社会保障や優遇税制等も受けられない状況になってしまいます。ですので、私たちのような生産年齢人口というものをもっと増やして、まちの先輩たちも安心して元気に楽しく暮らしていけるようなまちづくりを目指していこうじゃありませんか。この高齢者と若者という垣根を今後外し、置戸町民全部一丸となって置戸町に何が必要なのか、しっかり議論していかなければいけないと私は考えております。

それだけに人口減少に対して未来の置戸町のビジョンをしっかりと定め、今いる子どもたちや置戸町に移住して来る若者たちに魅力あるまちづくり、先ほど町長もおっしゃっておりました、それをいかにPRすることによって置戸町がこれだけ魅力あるんだとよということを認知してもらい、さらに今住んでいるすべての町民が置戸町に住んで良かったと思えるようなまちづくりを作っていけるように町長含

め、私ども議員も含めやっていかなければいけないと思いますのでよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わりにします。

○岩藤議長 次に2番 前田篤議員。

○2番 前田議員〔一般質問席〕 私は町長に1号橋の境野市街側の待避所について質問させていただきます。1号橋は平成26年から28年、3か年をかけて置戸町で最初の橋梁長寿命化修繕工事がなされました。しかし、橋梁長寿命化修繕工事では橋の拡幅はできません。完成後、欄干側に路側帯の白いラインが引かれ、ドライバーは工事前より狭くなった錯覚をしております。乗用車同士だと橋の上ですれ違う場合が半分、対向車が渡り終えるのを待つ場合が半分と思われ、大型トラックの場合は対向車が軽トラックであっても渡り終えるのを待つのが現状というふうに思われます。市街旭町内側からは丁字路を左折して1号橋に入ってくる大型トラックを想定することができますが、1号橋から渡ってくる車だけではなく、あぐりの方向から車が走ってくる場合も想定され、なかなか車幅も考えますと車と交差するのが難しい道路のように思っております。秋の輸送繁忙期では大コンを積んで走る大型トラック、それからビートを積んだ大型ダンプも1号橋を利用しております。

以上の状況から、1号橋と旭町内丁字路の間に大型トラックがすれ違う待避所を設置すべきと思いません。町長の考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 境野1号橋につきましては、先ほど議員からもお話がありましたが、少し歴史についてお話をします。昭和35年に架設され63年が経過しております。橋長が98.7メートル、約100メートル、幅員が5.5メートルとなっております。議員からのご質問の内容のとおり、平成26年から28年までの3年にわたり、橋梁長寿命化修繕工事が行われております。

工事の内容ですが、床版の取り替え、舗装の打ち替え、伸縮継手の取り替えのほか、高欄の取り替え、桁の塗り替え、一部橋脚の根固めブロックの敷設となっております。なお、議員ご指摘のとおり、長寿命化改修工事では幅員の拡幅はできませんので、改修前の幅員と同じ5.5メートルとなっております。そのうち両路側帯からそれぞれにラインを引いたこと、強度の問題から高欄の形状が変わったことなどから、通行車両から見れば橋の幅員が以前よりも狭くなったように強く感じ、今回ご指摘の車両のすれ違いを難しくしている一因となっております。

境野1号橋での車両の通行の状況についてですが、農業地帯であり、農作物の収穫時には大型ダンプの往来が多く、また近年農業機械も大型化していることから、より一層幅員が狭く感じ、橋梁上での大型車両同士のすれ違いは難しく、橋の前後で待避し、対向車が通過するのを待って交互通行している現状となっております。

先日、土木担当者と現地を確認した際も、ちょうど通りかかった軽トラックの通行の様子は対向車がありませんでしたので、橋の中央を悠々と通行する姿を見てから、職員に欄干に接触しないようできるだけ左側によって通行するよう指示をして公用車に同乗しましたが、職員もやはりセンターラインはありませんが、中央より大きく右に車体を出して運転せざるを得ない状況でありました。大型車両同士が、大型車両で対向車がある場合は、現状のとおり無理して侵入せずに、対向車が渡り終えるまで待つて通行の方が安全であると私も率直に感じたところであります。

さて、現地を視察しますと、町内側の道路では大型車両が待避できる十分なスペースがなく、路肩の

端まで車両を寄せてすれ違ってる状況となっておりますし、路肩から設置されている明渠、下にありませんけども、明渠まで相当な深さ、高さがあり、寄り過ぎても車両転倒が危惧されるところでもありました。

町といたしましても交通安全の課題として認識し、待避所の設置を進めていきたいと考えていますが、まず現状を見て感じたところでは見晴らしを阻害している路肩横の桜の伐採と合わせ、橋梁灯の移設を行ってきたいと思います。待避所の設置には地権者の了解が必要で、特に河川用地には町道の下を横断している水路構築物であるボックスカルバートが設置されており、その形状変更となると大掛かりな工事となることから、開発局河川事務所に交通安全上、路側帯の設置が必要であることを申し入れを行い、すぐに設置とはならないかもしれませんが、十分協議のうえで形状変更を伴わない形での待避所の設置を検討していきたいと思っております。

○岩藤議長 2番。

○2番 前田議員〔一般質問席〕 今、町長から答弁をいただきました。私もあの、この質問のために実は置戸町内の常呂川に架かる橋をちょっと全部、車で移動しながら見てまいりました。鹿ノ子ダムより上流については、この今の私の話のなかに含めなくてもよからうと思ひまして、鹿ノ子ダムより下流から行きますと、まず常盤橋というのがあるんですね、それから田村橋、福島橋、これは道道に架かっておりますが、そして昨年度長寿命化計画がなされました日の出橋、そして勝山橋、中里大橋があつて、国道242号線に架かる拓殖橋、そして林友橋、置戸橋、学友橋、そして4号橋、1号橋、これだけが架かっているのかなというふうに思ひました。それで回つてみて感じたのですが、橋にセンターラインが入ってないのが学友橋と1号橋でありました。それでどうなのかなと思ひて、スチールメジャーを持ちまして、幅も私も測つてみました。町長の答弁いただいたとおり1号橋は5.5メートルです。で、学友橋とセンターライン入つておりましたけども、4号橋は6メートルありました。やはり50センチの違いですが、大型が行き交うにはかなり大きな差であらうかなというふうに私も考えます。それでですね、町長も触れていただきましたが、大型トラックだけでなく、確かに100馬力を超える大きなトラクターも農繁期には1号橋を使つて行き来してつるなつてというのが私も実感するところでもあります。それで橋の幅だけではなくてですね、1号橋の市街側、境野市街側の舗装の路面も測つたんですが、これも5.5メートルなんです。町長言われたように、路肩に車輪を出して行き交わなければならない、やっぱりそういう幅なんであらうなというふうに思ひます。すぐにはやっぱり町長のお話のように進めれるのが難しい部分で、橋梁のところには街路灯を増やしてとかいうお話もありましたが、やっぱり抜本的な対策については待避所を作るつてことが一番なのだらうと思ひます。その辺も予算の関係もございまずので、なかなかすぐに手をつけてくださいと申し上げるのは難しいかもしれませんが、もう一度その辺町長に伺いたいと思ひます。お願いします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先ほど土木の担当者とも現地を視察に行ったということなんですけども、先ほどもし言いましたように、待避所を作るにもなかなか狭いところでもあります。高さもありました。そして下には河川構築物もありましたので、何とかそれを大きく形状変更しないで行けるような方法で河川事務所とも協議をしてまいりたいと思ひますし、私はやはり交通安全上待避所は必要だというふうに認識しておりますので、実現に向けて努力してまいりたいと思ひますし、先ほど申し上げましたが、路肩に寄

ると危険だと、大きな木が桜の木でしたけども、まああれがなおさら狭くさせているのかなと思いますし、先ほどの幅員の話もありました。5.5メートル、今車両の公道を走れる車両の最大幅は2.5メートルなんで、実際はすれ違えることになってるんですが、本当に見るからに、私も先ほど経験したように危なっかしい、そして車両も大きくなって高さがあることから、まあ高欄の形状含めて、やはりそこは橋上でのすれ違いは避けた方がいいなというふうに考えておりますので、待避所の片側にはなるかと思いますが、設置について関係者とも協議を進めてまいりたいと思います。

○岩藤議長 2番。

○2番 前田議員〔一般質問席〕 再度町長から答弁いただきました。今年度の予算に町長は境野市街雨水対策調査測量委託料で700万円を計上いただいております。それで予算の説明のなかで、その地域の住民の意見も聞きながら、大雨のときに市街に災害のない形の排水の方策を探るという方向性で良いのだろうと私も思っておりますが、その今回私の質問させていただいてるなかで、町長も触れていただきましたが、あの1号橋の市街側の内堤防の下には樋門が入ってるんです。境野市街の人たちの意見を聞かせていただくと、畑からそれぞれのなんて、号線と言いますか、農道も含めて出てくる水が道道の側溝という考え方になるのでしょうか、そこに水が入って飲める、飲めないという話があったりだとか、その水が、そしてこの百足川に出る、百足川がまたその容量が間に合うか、間に合わないかの議論もありますが、その水が常呂川の内堤防の樋門に入るという形になります。ですから、そちらの協議のなかで樋門については国、国交省の管轄であろうと思われませんが、そのもう少し大雨時のときの流量を計算された設計とか、形が変わることも進められていくとしたら、そのタイミング、下に工事が入るタイミングに合わせて、そこまでまあ、先ほど言った暫定的な街路灯の対策などでしのぎながらも手をその下が樋門が直されるんだとしたら、ぜひとも待避所をそのときに設置するという考えもあろうかと思っておりますので、その辺も含めまして今回の市街の人たちにその1号橋のことも、もし機会があれば伺っていただきたいと思っておりますし、町の考えも示していただければと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 あの、議員がおっしゃられたとおり、今年は長年いろいろな災害が境野地区に集中していました。つい先頃も津別で大きな災害となったという報道もされております。幸い本町ではそのような大雨は降らなかつたわけではありますが、これはいつ何時このような事態になるかもわかりません。そんなことから境野で再三このような対策が、大雨が発生していることから、本年度境野地区の雨水対策調査測量を実施し、その方策について検討していくこととしております。地域の町内会長さんとお話もさせていただきましたが、まずその調査結果を見てどうしていくかということ、これからも専門的な方も交えて考えていきたいと思いますので、5月に業者は決定して今調査が行われているところでございます。

今議員がおっしゃられたとおり、あそこの水路に水が流れていくということが今通常の境野地区での流れということも承知しておりますが、以前この大雨のときに開発と協議したことがございます。あそこの水路を二重にすれば飲み込むのではないかと。それは町が作ってくださいというお話をされて、億を超える概算費用がかかるというようなこともありましたし、一方で境野市街の水はまあ畑地、それから1号線等から流入してくる部分も多いですし、峠下川だとか、そんな川でも分散をすれば一定程度防

げていくんではないだろうかという考え方も示されているところもあります。今回本格的な調査測量を行いまして、どんな方策がいいか、すべての災害に対応できるとは思いませんが、今まで見舞われたような雨水には耐えられるような対策を練っていきたいと思います。

待避所につきましては、先ほど私が申し上げました通り、下の工作物にかからないような対象をまず作れないかと、延長は短くなるかもしれませんが、それでもかからない部分でいけば5メートルや6メートルの幅出しは長さの部分で幅出しできるのではないかなというふうに、私はあの素人ながら土木担当者と見ておりますので、これも含めてですね、開発とも協議をしてみたいと思います。その際大きな改良が伴うのであればというお話もありますが、今現状では先行して協議を進めていきたいと思っております。

○岩藤議長 2番。

○2番 前田議員〔一般質問席〕 町長から今答弁をいただきました。私が今回取り上げさせていただいた1号橋待避所の問題もさることながら、そのあと話させていただいた境野市街の雨水対策もあります。その辺も含めまして、また機会があれば町長に提案させていただこうと思っております。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。11時から再開します。

---

休憩	10時40分
再開	11時00分

---

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番 石村吉博議員。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 それでは私から通告に従いまして深川町長に質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

私からは子どもたちが参画し、ともに考えるまちづくりについて質問させていただきます。置戸町の将来を担う子どもたちと行政との関わりについては、今町長自らがくみの会や各学校の訪問などで子どもたちと触れ合いながら意見交換をし、それにより子どもたちもさまざまな意見を直接町長に伝えることで、町の将来に向けた共通の目標や価値観を築くとともに、ふるさと教育ということに関しても良い学びの機会になると思います。

また、町長は令和5年3月定例会や先日行われました報告会などでも、児童館の基本構想案策定について現場や子どもたちの意見もたくさん聞きながら進めていきたいと発言されておりました。町長は就任以来現在に至るまで新型コロナウイルスの蔓延によりなかなか思うように身動きも取れず大変な町政だったかとは思いますが、こども基本法が4月から施行され、コロナも5類に下げられた現在、子ども版のまちづくり町長室や子ども議会、子どもワークショップなどを今一度検討してみたいかと思いますが、そのあたりを町長にお伺いいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいま石村議員から子どもが参画し、ともに考えるまちづくりについてご質問

をいただきました。本年4月に子ども家庭庁が発足し、併せて子ども基本法も施行されております。この法律はすべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、社会全体で子どもに関する取り組み、子ども施策を進めるために作られた法律でございます。

この法律でいう子ども施策の基本理念では、すべての子どもが年齢や成長の程度に合わせて自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること、さらにすべての子どもの意見が年齢や成長の程度に合わせて大事にされ、子どもの今とこれからにとって最も良いことが優先して考えられることなどが盛り込まれた家庭や子どもに夢を持ち、喜びを感じられる社会環境を整備することを大きな目標とされております。

議員からもお話がありました。本町の第4次総合計画を策定する際、わんぱくサミット模擬議会を平成11年に開催し、各小中学校から推薦された15名が議員となり、学校や議会の全面的な協力をいただき開催したことがございます。そのなかでは子どもならではの意見を多数いただき、その後の町政の執行に、施策に盛り込まれた部分も少なからずあります。例えば電気自動車導入、小学校の改築など、その後実現したものもあります。また、開町100周年記念事業では、子ども実行委員会で検討し、熱気球体験から今では小学生の女満別空港から飛行機でふるさとを見るふるさと教育チャーター事業への実施につながっているところでもあります。まさに現在の子ども家庭庁の基本理念を先取りした取り組みであったというふうに思っております。

さて、議員からも児童館に向け、児童館建設検討委員会で意見交換を行い、計画策定を進めていただいておりますが、その際大人の意見だけではなく、利用する子どもたちの声も聞き入れながら基本構想の策定を進めてほしいと私も願っております。

子どもたちにとって自分たちの意見が全部でなくても、少しでも取り入れられたものであれば、整備後利用する児童館に対する思いも強くなると思います。検討委員会では放課後児童クラブの利用者からの聞き取りを実施していますが、今後報告書を取りまとめるにあたり、より多くの子どもたちの意見を参考に、子どもたちが楽しく利用できる施設の整備に向け進めていきたいと考えております。このような体験が大人になって積極的に意見を述べる人、社会への参画意欲、政治への関心が育まれる効果も期待できます。また、次の世代の子どもたちに対する世の中の考え方が少しずつ変わっていくことも期待できると思います。

本町では町の未来を担う子どもたちや、その家庭が住みやすいまちづくりを目指し、子育て環境の充実や移住、定住対策に取り組んできたところでもあります。近年では認定こども園の拡充や保育料の全面無償化、児童遊園地の整備、そして今予定して計画を進めています児童館等の整備につきましても、老朽化したくるみの会児童センターの子どもたちの安全が保たれますよう、そして子どもの健全育成につながるよう、子どもや保護者の意見を反映して政策決定をなされてきております。これからも子育て中の皆さんや、これから子育てが始まる皆さんに選ばれる町となるよう、いろいろな場面で手法をこらし、子どもたちはじめ、たくさんの意見をいただきながらまちづくりを進めていきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

議員のご指摘のように児童館建設にこだわらず、子どもたちと私含めた大人の意見交換の場の設置や子ども版の移動町長室、ワークショップなど開催も検討してまいりたいと思います。未来の政治家や社会参画が積極的になるような大人を作っていくためにも、議員の皆さんにもご協力いただきながら、子

ども議会になるかどうかは分かりませんが、子どもの参画を進めていきたいと思いますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。私もまだまだこども基本法については勉強中なのですべてのことはわかりませんが、一度理念などを読ませていただきました。そのなかですべての子どもには意見の尊重、自己に関わることへの意見を表明し、参画する機会が確保される等の条文もありました。置戸町には子どもたちが行政に参画する仕組みや声を反映させる仕組みなども現在のところ不十分だと私は思います。また、置戸町には子どもたちが直接悩みなどを相談できるような、権利を守るような窓口も今のところないのではないかと私は思います。調べてる間に置戸町をあの北海道のホームページなどで調べたんですけども、ほかの市町村は問い合わせ先とかが載ってるんですが、置戸町に関しては抜けていて、ダイヤルとかもなく、いじめや差別などの報告や相談できる窓口が直接置戸にはないということが現状だと思います。こども基本法をもとに、これから地方自治体ごとに条例を定めていくことは努力義務となりますが、置戸町としてはこれからどのように取り組んで行くおつもりでしょうか、質問いたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先ほどあの嘉藤議員からの障がい者に対する質問同様、児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーなど、今さまざまな問題が顕著となっております。国連が定めた子どもの権利条約に遅れること5年、日本は1994年批准しております。

このなかでは端的に言えば、子どもは大人の所有物ではありません。大人と同じように1人の人間として持つさまざまな権利を認めるとともに、成長過程にあっては保護や配慮が必要な権利、差別の禁止、最善の利益の享受、生命、生存、発達の権利、そして子どもの意見尊重が子どもの基本法の行使となっております。先進国と言われている日本、先ほど申し上げましたさまざまな社会事件が顕著となっております。そして少子化が進んでいる日本でも痛ましい事故、事件が絶えません。本町においてもそれは無縁ではないというふうに思っておりますし、相談体制の整備、そして明確化は今後必要だというふうに認識いたしました。せめてこのコミュニティが一定程度ほかの町よりも私は進んでると思いますが、この置戸でこんな痛ましい事件が発生しないよう、未然に防いでいかなければならないと私は切に願うものであります。

福祉機関、教育機関を問わず、子どもは先ほど申し上げましたが、両親の所有ではありません。子どもたちの幸福のために地域が一体となって、もちろん行政もでございます。大人各人が勇気を持って行動することが大事であると思います。

児童館建設はこの町民の思いの一つであると考えておりますので、先ほどの相談体制の整備と合わせ、この児童館建設は私は最優先で考えていきたいと思っておりますし、その際には子どもたちの意見が反映されるよう配慮してまいりたいと思っております。

○岩藤議長 4番。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。子どもたちの意見を反映して、児童館に関しましてももっともっといろんな観点から検討していただきたいとは思いますが、先日発行されました6月のおけと広報に児童館に関しまして新築するとありました。また、建設場所については小学校周辺

を候補地とするという記載がありました。私も周りの人とかに聞かれましたですね、小学校の周辺に建築すると決まったんですかと言われたんですが、現段階ではそのようなことに決まったのでしょうか。検討委員会の中間報告なども読みましたが、直接そのような記載は今のところなく、3月の議会でも建設ありきではないとの話だったと思うのですが、町民の方々のなかには新築で建設すると思っている方も現在のところ多数いらっしゃると思いますが、その辺いかがでしょうか、お願いします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 6月の広報の1面にはこの子ども児童館の建設についての今までの経過ということで掲載をさせていただいております。これは検討委員会で今検討してきたなかでは新築がふさわしいだろうということと、建設場所については小学校付近が良いのではないかとということで議論がなされてきた経過についての説明でございまして、決定したわけではありません。今、基本構想を業者とも委託契約を結びながら、検討委員とも協議をしながらどうすべきか検討、まあ既存の施設の改築も検討しながら、そしてもしも新築するのであれば複数の候補地を選定しながら議論を進めているところでありますので、まあ決定ということではないということをご認識いただきたいと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。置戸町のホームページなどにも中間報告書のダイジェスト版の記載もありますが、ご覧になれない方もいらっしゃると思いますので、その辺を含めて、改めて広報で皆さんにお知らせした方が私はいいかと思いますので、そちらも含めてご検討をよろしく願いいたします。

また、児童館の検討委員会や審議会等もごさいますが、現在のところ町長個人といたしましては、どのようなお考えなのでしょうか。先日の議会と、また勉強会の予算案などで私たちも説明を受けましたが、建設設計委託料として500万円の予算も組まれており、建設に向けて前進しているように思えるのですが、現在のところ建設の見込みでは大まかにどれくらいの予算が、費用がかかるのでしょうか。また、その財源やスケジュールなども大まかには決まっておりますでしょうか。そのあたりもよろしくお願いします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先ほどと重複する部分もありますが、建設新築を決めたわけではございません。もちろん議会とも十分なコンセンサスを取りながら、この議論を実現に向けては進めていかなければならないと考えておりますし、先ほど言いましたように、検討するにも専門的な、例えば概算建てるのであればいくらかかる、改修するのではいくらかかる、こんなことも含めてですね、今基本構想のなかで進めているところでごさいまして、それには専門家の業者が入っているいろいろな各地の状況、そして補助金等も担当課の方ではこれから探して、どのような建設コストになるかも含めて議論をする題材としていきたいというふうに思っておりますが、私個人の意見ということで、まあ質問されましたので言いますが、先ほどの前議員の質問でもありましたが、今のくるみの会の児童館は老朽化しているのは間違いありません。これについてはいずれ直さなければならない、もしくは大規模改修か建て直すか、どちらかはちょっとまだあの当時も決めかねていましたが、これについては費用も含めて、まあかけていかなければならないという現状のなかで、それであればこれから児童減少が見込まれるなかでは、くるみの会だけの機能を持たせた建物では十分な効用を発揮できないんじゃないだろうかということで、私は児



童館ということを選挙公約で述べさせていただいたところであります。

私はそんなことを考えますと、今検討委員会でどんなまとめ方になるか分かりませんが、それをもちろん尊重しながら整備を進めていく方向で私は考えているところでありますし、議会にもその理解を深めていただくよう、今後常任委員会でも協議をさせていただきたいというふうに思っていますし、議員協議会も開催していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしても、検討する題材として一定の叩き台が必要だというふうに思っておりますので、まあ今事業費だとか、財源の問題だとか、これお示しするまで至っていないところというところが正直なところでございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。私たち議員も含めて皆さんとよく考えて、この問題について取り組んでいきたいと思っております。建設するとすればですね、莫大な予算がかかることは目に見えていますし、先日の置戸タイムスにも記載がありましたとおり、2022年に生まれた子どももついに9名と1桁になってしまっているのが今の町の現状であります。そのなかで建築を進めるのはなかなか町民の理解も得られないのではないかと私は思います。しかしながら、私個人としては児童館の建設に2歳と7歳の子どもがいる親としては決して反対ではありません。むしろ建築してほしいということには思いますが、議員という立場に現在なり、町全体の未来を見据え、現実的に考えると、老人ホームや役場庁舎の老朽化、また先ほど伴いまして児童館の建設などにかかる費用、大きな問題がいくつもあるのが今の置戸の問題だと思います。そのなかで町長はもう一度優先順位を改めてもらって、あらゆるリスクを考えてもらって、置戸町の将来のために子どもから諸先輩方、皆様の意見をもっと聞いてもらって、町民老若男女、皆さん一丸となれるようにいろいろな可能性を考えて慎重に取り組んでいただき、これからのリーダーシップを図っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 議員のご心配のように、個人的には賛同だが、町民の多くになかなか浸透してはいないのではないだろうかというお話だったと思います。もちろん議会含めて町民の皆様にも周知を図りながら、これに対する理解を私も深めていく努力をしていきたいと思っております。

私は先ほども申し上げましたが、公約で建設をうたった以上、それは最優先課題として取り組みたいというふうに私は考えておりますが、ほかにも大きな課題はたくさんあるのも承知しております。もちろん財源の問題、そしてランニングコストの問題、将来の人口の問題、さまざまな観点から皆さんが納得できるような方向での整備を進めていきたいというふうに考えております。

○岩藤議長 4番。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。これで終わります。

○岩藤議長 次に5番 柏原勝議員。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 通告により深川町長にお伺いいたします。地域公共交通のあり方と利便性の向上に関して質問いたします。北海道北見バス株式会社が本年4月から1日2,000円での乗り放題という事業を始めております。そしてこれに対して置戸町は5割補助というか、1,000円の

補助を出して1日乗り放題1,000円という、そういう対応をしていただいていることは、広報というか、そういうものに入ってたパンフレットで確認はしております。ただ、あのこういう画期的なことですけれども、なかなか町民には浸透しきれていないのかなっていうことが、今回いろいろ選挙のときにもこう回っていますと、町民からそういう声が聞こえてきました。

それからあとは利便性ですけれども、今チケットが販売されてるのは置戸のなかでは商工会だけということですので、そのチケット販売はやっぱりバス、最低でもバス路線が通っている勝山、置戸、境野もしくはまあ秋田も含めてですけれども、そういう地域でも買えるようなシステム作りというか、そういうこともできればお願いがしたいのですが。また、公共交通機関として北見バスを存続させる意味でもやはりあのバス利用者を増やすためには、バス路線の乗降所の課題もありますが、そこへ足を運ぶ交通機関がないという方もおられます。

そこで、現在運行中の地域巡回バスだけではなかなか対応しきれてないと私は思っております。そこで今はやりと言いますか、デマンド方式と言いますか、ドアツードア、玄関から玄関までという、そういう仕組みがやっぱり公の場でどんどん進んでいると思います。そこで交通弱者を守ることと、公共交通機関を存続させる、利便性を図ることを重要視しておりますが、このことについて町長の考え方を伺いいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 柏原議員から住民の足をどう守るかという質問をいただきました。もちろんこの高齢化が進む本町にとって、この住民の足ということは大きな課題でもあります。そして地域が本町4地区に分散しているところもありますので、やはりその地区間の移動ということも含めて、過去から患者移送車やスクールバスなど取り組まれてきた経過もございます。平成18年にふるさと銀河線が廃線となって早17年、本町における唯一の公共交通機関となった北見バス、営業路線における人口減少も進み、また新型コロナウイルス感染症の拡大で利用者数の大幅な減少により、経営が一層厳しいものとなっております。

こうしたことから、本町における北見バスの利用促進と利用者の負担軽減を図るために、議員もおっしゃられましたとおり、従来からこのフリーパスはあったんですけども、本年度から新たに北見バスが発行するこのフリーパス制度に便乗いたしまして、その購入費用の半分を助成する制度を開始いたしました。開始後2か月を経過しましたが、現在のところ93枚の購入実績となり、順調にご利用いただいているところではありますが、先ほど議員ご指摘のとおり、なかなかまだ浸透してはいないのではないかということも現実だと思えます。

その一つにチケットの取り扱い事業者が置戸町商工会、北見バスターミナル、北見バスの営業所の3か所となっておりますので、ご指摘のとおり制度のより一層充実、普及を図るためには、私も販売場所の拡大は必要だと思います。これはどういうふうなまだ今、あの協議はしてませんが、各地区公民館等での販売なども事業体とも、そして関係機関とも協議を進めていきたいと考えております。やはりチケットは有償なものでありますので、権利関係など北見バスとの話し合い等も必要となると思いますので、まあすぐにはなかなか進められないかもしれませんが進めてまいりたいと思います。

また、高齢化が進行する、先ほど申し上げました状況のなかで、まちづくり移動町長室や昨年実施した循環バス運行に関する町民アンケートでも自宅からバスの乗り場までの距離があり、家から近いとこ

ろに停留所を設けてほしい、またはタクシーの利活用などご意見をいただく機会も多くありました。

議員からもお話がありましたが、現在の循環方式だけではなくて、必要な方の玄関先まで伺うデマンド方式、タクシーの利活用、どのような運行方法や形態が最善なのかを見直しを含め、北見バスの動向を注視しながら検討を進めてまいりたいと思います。また一方で、先ほども触れましたが、公共事業者であります北見バスの状況は人口減少による利用者の減少に加え、運送業者では2024問題、来年です、ドライバーの働き方改革など、このバス業界におきましてもドライバー不足が顕著となり、懸念されているところでございます。

地域公共交通機関を存続させていくためには、事業者に対してお願いするだけではなくて、新たな支援や現行の便数、路線の見直し等も一定程度必要になろうかというふうにも考えております。沿線自治体とも協議をしながら、引き続き公共交通の確保に向けた取り組みを進めてまいりますが、高齢化の進行により自動車運転、そして免許証返納もあります。これらのことを総合的に考え、住民の足の確保を、そしてその方策の構築を図ってまいりたいと考えております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 今町長から答弁がありましたように、公共交通機関を守ることと、それから地域住民の足を守ること。これはもちろん本当にこれから先のことは重要なことだと思っております。やはり、置戸町に今2,600人台になったなかで、人がいるうちに動き出さないと、あのバスが廃止、まあ銀河線廃止ということもありましたし、今北海道でいけば石北線廃止の可能性もあると、そういう状況を目にしているなかで、やはり利用促進というか、利用される方を確保することが重要だと思っております。

先般この議題について担当課長に聞きましたところ、北見バスの運行されてる運行範囲のなかでは女満別空港までも1日乗り放題それで行けると、であれば先ほどほかの方のときに答弁もありましたように、人を呼び込むために、じゃあ女満別空港まで仮に僕が行くとしても1,000円で行けると。逆に言うと、ほかの観光客にしてもなんにしても、やっぱり女満別空港からでも1,000円のチケットが買えるよと。それを置戸に来る人のために、そういうことも含めて、それからですね、基本的にバス路線は北見から勝山温泉ゆうゆうまで、それから陸別へ。ですけれども、秋田地域の方についても、もしそのチケットが利用できれば留辺蘂からでも北見に通えるとか、そういうことも枠を広げていけば、もっともっとなんか費用対効果含めて可能性はあるんだと思っております。そういうことを含めて今後のそういう幅を広げること、それから先ほども言いましたように、やっぱり今の現状では置戸の商工会まで勝山の人がチケットを買いに来て、それで利用するっていうことはなかなか難しいことだと、これは本当に急ぐべきだと私は思っています。それから先ほどのデマンド方式についても、やはりあの人がいるうちに、ぜひあの考えていただきたいんですけども、そこら辺もう少し詳しくお願いいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 今回、このパスポートの助成措置で一定程度いろんな可能性が見えてきたと。議員もお話のとおりだと思います。出る側だけではなくて、入る側だって、もしかすると工夫すればできるんじゃないか、そんなことも今後考えていきたいと思っておりますし、やはり呼び込むには、例えば勝山温泉に来るんであればこのパスポートを特典として与えるだとか、公共交通機関で来られるなら、そんなことも考えられると思います。そんな工夫もこれから考えていきたいと思っておりますが、まああの現実の話

をしますと、この地域交通を担っていただいています今のコミュニティバスなんですけども、実は乗車が減っている現状もあります。それは今の路線の見直しも必要だというふうに考えておりますが、やはり先ほど議員もおっしゃられたようにドアツードアの高齢化が進むなかで、やはりドアツードアということもやはり必要なんだろうというふうに言われております。

あの近隣の町でもタクシーの乗車乗り放題ってような制度を始めた町もあります。まあそんなことも含めてですね、やはり人がいるうちに、いなくなってからやったんでは遅いというのは私も同じような認識でございますので、できる限りの、もちろん北見バスの存続も図っていかねばならない、この両天秤かけながらですね、地域住民の足を守るということは一步ずつでも前進させなければならないというふうに思いますし、これが人口減少の歯止めにもなると思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思えます。

まあ方法につきましてはいろいろありますが、あの本当に勝山に来られる方はこの制度を発足のときも勝山公民館に変えたらいいんじゃないかというお話をしましたが、なかなかまだ事業の構築のなかで、まだあの話し合いがなされていない部分もありましたので、ぜひともこれについては実現に向けて話を進めていきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。本当にあの、人がいるうちにお願ひしたいということでありまして、今回ちょっと話がずれるかもしれないんですけども、選挙に行きたくても足が不自由で行けない、やはりそういうことも含めてデマンド方式のドアツードアというのは、やっぱりこの先必要になってくるのはもう目に見えてると思っておりますので、今後とも行政主導でやっていただきたいなと思えます。

一つ目の質問はこれで終わりたいと思えます。

次に二つ目の質問を町長にお伺ひいたします。置戸町の観光振興についてですけれども、置戸町の観光は鹿の子沢、鹿ノ子ダム、風穴などいろいろありますが、これらを点から線に変えてアウトドア、それからインバウンドなど集客のことも考えると、町内に道の駅というものが私は必要だと感じております。

帯広、置戸、北見の道道路線において、上士幌には道の駅があるんですけども、北見まで行く間にはトイレ休憩できる、ましてや大型が停まってトイレ休憩できる場所は本当に数少ないと思っております。また、道東高規格道路であります、完成の際には小利別インターチェンジが封鎖されるという可能性があるというふうにもお聞きしております。そこで単純にいけますと、そこへもう時間がないというか、向こう側がどんどん進んでいますので、やはり向こう、そっちが完成する前にやはり道の駅ということを開設して、やっぱり置戸町に対しての集客、そういう方法を改めて考えていただきたいということで、これからの置戸の観光振興について町長の考え方をお伺ひしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 話の内容は大きく変わりました観光振興についてのご質問でございました。本町の観光は人口減少や少子高齢化が進むなかであって、一層町外からの交流人口の拡大により地域に活力をもたらす重要な役割を担っていると考えております。

本町ではこれまで鹿の子沢や鹿ノ子ダム、風穴などの自然素材はじめ、勝山温泉ゆうゆやコテージ、オケクラフト、工芸館など拠点施設の整備のほか、人間ばん馬大会などのイベントを通じて観光振興を図ってきましたが、アフターコロナを見据えたなかで、団体観光から個人観光へと観光スタイルが変化していくことを踏まえて、勝山温泉ゆうゆを核とした勝山農村公園へのトレーラーハウスやRVパーク、ハード面の整備をこの3年間のうちで行ってまいりました。

また、通信環境の充実など、大自然をフィールドとした体験型観光の振興を中心に添えた観光振興に取り組んでいきたいというふうに舵を切っております。地域おこし協力隊により、サウナブームに乗ったロウリュサウナ、まああの石に水をかけるサウナですね、それだとか、熱波師となって、まあ入浴者をととのわせると言いますか、そんな体験ができるようなこと。クロスバイクやフィットバイクを使った自転車事業、サイクル事業、おけばんばくん関連グッズやヤーコンうどんなどの特産品の開発、販売、観光PR動画の作成など、新たな視点で置戸町の魅力を再発見し、発信する活動を展開してきているところでもございます。これらをさらに強化し、さらなる交流人口を呼び込んでいきたいというふうに考えております。

さて、ご質問にある道の駅の開設を含めた観光振興でございますが、現在全国には1,200を超える道の駅が設置されているとされております。国土交通省が登録する道の駅にはさまざまな条件があり、例えば24時間利用可能なトイレの設置、観光案内、子育て応援スペースの設置など、今既存の施設では大きな改修が必要となるほか、大型車両を含めた十分な駐車スペースを確保するための場所や交通量、いろんなことを鑑みると、なかなかハードルは高いなというふうに考えております。近年整備された北海道内の道の駅では、単なるトイレや休憩機能、自動販売機による飲食の提供ではなく、特産品の販売や魅力ある食事、子どもから大人まで楽しめる趣向を凝らした大型施設が整備されております。これが地域振興を主眼とした施設となっていることは明白でございます、多くの来場者を競い合っているような道の駅の状況でもあります。

残念ながらその状況を見ますと、そのスタッフの確保や特産品の品揃え、食事などの提供を考えると、今本町での整備は難しいと言わざるを得ません。しかし、一方で現在勝山温泉ゆうゆではお客様に対する観光案内の対応、売店においては町の特産品のほか、町外からも北海道の産品を販売しております。また、勝山地区には小売店がないことから、地域住民のための小売店機能も有していることから、道の駅に類似した機能も果たしているというふうに思っております。

以前も勝山温泉ゆうゆに大型車両も駐車できる駐車場を設置し、道の駅にしてはどうかというご意見をいただいたこともありますが、地理的に河川や橋梁、ふれあい農園等の配置から、当時困難であるとお答えした経過もあります。ゆうゆは現在コロナ禍においても温泉はもとよりコテージやトレーラーハウスの利用が好調なことから、運営者である一般社団とともに一層連携を図り、地域おこし協力隊と新たなソフト事業の充実など、新たに取り組むをしていきたいというふうに考え、コロナ後も集客を伸ばしていける可能性があるというふうに考えております。

議員ご指摘のとおり、道東自動車道の随時整備により、小利別のインターチェンジ、暫定インターチェンジが廃止になれば、本町への人の流れが少なくなってしまうのではないかと不安もあります。議員とは以前十勝管内の道の駅でばったりお会いして、置戸にもこんな道の駅があつたらいいなと2人でお話したこともありました。道の駅の整備は地域の活性化の有効な方策だと思っておりますが、これだけ

多くの自治体で整備が進んでくると、本町でのこれからの整備を考えると綿密な計画、先ほど申し上げましたさまざまな課題を解決し、整理していくことが必要と考えております。オホーツ管内では道の駅がない自治体は本町と訓子府町の2町となっております。逆に言えば、先ほど申し上げたような課題を解決、クリアできれば道の駅整備も可能であるとも私は思っております。

いつの日か、ほかの地域に負けることのないぐらい多くの人が賑わう道の駅は整備できる時が来ることを目標に、一步一步、観光の振興を進めてまいりたいと思いますのでご理解いただきたいと思ます。さまざまな、また角度から議員から、そして町民の皆様から観光に対するご意見もいただいきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 今の町長の答弁ありがとうございます。私もあの議員になりまして、この前議員の勉強会ということで町財政の中身を見させていただきました。健全経営だという話も聞きましたけども、あの私も本当に道の駅は前からぜひ町長が今言われたような場所であったらいいなと最初の質問にも載せましたように、上士幌から北見までの間に中間地点という場所的がいいところだなあと、私も一時農協の役員をやったときに、役員会のなかで北見市には温根湯があると、だけど国道39号線沿いを走っていくと美幌峠の方に行ってしまうし、それからあとは女満別だと、あの北見の結局常呂までのあの長いエリアのなかに、当時やっぱり北見の町近辺、温根湯から1時間程度の場所で行くと北見の市街地にどうだっという話はこう出てみたいですけども、さすがにあの街のなかについていうスペースがなかなか取れないと。ですから、今町長が言われたように、置戸、訓子府にはないと。そして北見にもあるとしても温根湯なんですよ。やっぱり観光を考えますとやっぱり重要な拠点だなとは私も思ってます。ただ、先般言いましたように、町財政のことを考えますと、優先順位でいけばかなり厳しいことなんだろうと推察はされます。ただ、やはり人口減少のなかであの仕事づくり、それから地域づくりを考えたときには、やっぱり観光も重要な産業の一つだと考えますので、これこの先町長がどこまで考えていただけるかわからないんですけども、やはり観光振興も重要な課題として前向きに考えていただきたいと思っております。

私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 議員も一般社団の理事長されておられて、観光に携わって肌で感じてると思ます。あの先ほどの質問にありました、置戸は本当にいいものがたくさんあるんだと、素材としてはあるんだと、しかし足りないものも確かにあるんだと。そんなことをやはり考えていくと、やはりあの早急な取り組みということにはなりません、一步一步進んでいくことが大事なんだろうと思ます。

一方でですね、ものづくりのサークルの皆さんが特産品を作ろう、1歩ずつ前に歩もうとしている動きもあります。そんな活動も大切にしながらですね、本当に置戸町に道の駅ができたなら大きな置戸町が自慢できるものがいっぱい並び、そしておいしいもの並び、そしてそこで多くの人が働き、多くの方が訪れるような、そんな道の駅が将来できたならいいなということは議員と同じような考えだと思っておりますので、一步一步着実に進めてまいりたいと思ますし、観光はその流入人口、交流人口を大きくさせる大きな方策だと私も考えております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 貴重な町長の前向きな考えありがとうございました。今後ともどうかよろしく願いいたします。以上で終わります。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。午後1時から再開します。

---

休憩	11時52分
再開	13時00分

---

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番 阿部光久議員。

○7番 阿部議員〔一般質問席〕 通告に従いまして町長に質問いたします。置戸町は3月議会で置戸町ゼロカーボンシティ宣言を行いました。地球温暖化により世界各地で熱波、ハリケーン、山火事、洪水、海面上昇、干ばつ、氷床融解など、気象変動が頻繁に引き起こされ、日本国内でも気象災害が深刻化をしています。地球上の各地で人々の命や暮らしが危険にさらされ、自然や生物の多様性が損なわれています。

本町においても記録的な大雨や降雹など、気象災害などによる被害が発生し、町民生活に大きな影響をもたらしています。置戸町においては本年3月議会において、町長はゼロカーボンシティ宣言をし、2050年までに二酸化炭素排出量ゼロを目指すことを表明されました。

そこでゼロカーボンの実現に向けた取り組みは町民、事業者の理解と協力が大前提となります。主な取り組み、施策の元になる置戸としての町地球温暖化対策実行計画のこのようなものが策定をされ、対策を進めることになることと思いますが、町民、事業者にどのような取り組みを要請していくのか、またゼロカーボンシティを目指す町民、事業者との合意形成をどのように図られるのか伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 今議員からもお話がありましたとおり、3月の議会で本町はゼロカーボンシティの宣言を行いました。2050年、二酸化炭素排出ゼロの表明の取り組みということでございますが、議員もご承知の通り、近年地球温暖化による気象変動の影響により、想像を絶する自然災害が世界各地、この日本でも起きております。本町におきましても昨年、記録的な大雨や降雹の異常気象による被害が発生するなど、町民の生活に大きな影響をもたらしております。

この世界規模の課題であります気象変動問題の解決に向け、2015年にはパリ協定が採択され、世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べ2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求するという世界宣言でございます。この目標に向け各国が取り組んでおりますが、2018年に公表された国連の気象変動に関する政府間パネルIPCCの特別報告書によれば、目標達成のためには2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることが必要と示されたところであります。

本町は豊富な森林資源や畑作物の作用によりCO<sub>2</sub>の排出量より吸収量が多い自治体と推計されて、マイナスカーボンの町ですが、この環境問題は全世界にわたって取り組まなければ人類の存続が脅かされる深刻な問題と捉え、先ほど申し上げましたとおり、将来にわたりこの豊かな自然環境を次世代にしっかりと引き継いでいくために、町民の皆さん、事業者の皆さんとともにゼロカーボンシティの

実現を目指すことを宣言したところであります。

この二酸化炭素排出量実質ゼロとする具体的な取り組みにつきましては、現在置戸町再生可能エネルギー導入戦略の策定作業を始めておりますが、手順といたしましては初めに本町の環境のポテンシャルを分析し、温室効果ガスの排出量に関する推計を行ったうえで目標を検討し、具体的な政策、それから施策を検討してまいりたいと思います。

策定に当たりますには、各地区自治連代表者及び事業者の代表者を含めた10名程度による再生可能エネルギー導入戦略策定委員会を設置し、具体的な取り組みなどについては検討するとともに、役場庁舎内にも課長職で構成する策定チームを設置し、計画策定と事業検討を合わせて進めてまいります。また議員からもお話のとおり、町民や事業者の皆さんとの合意形成を図るためにはアンケート調査の実施や各関係機関、団体へのヒアリングなどを実施、意見交換や実情把握を進めてまいりたいと考えております。

ご承知のとおり、本町において2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするためには、行政だけではなくて民間、それから事業者それぞれのご理解がなければ不可能であります。官民一体となりまして目標達成に向け取り組みを進めてまいります。具体的な目標につきましてはこれから策定する導入戦略の策定のなかで協議をしてまいりたいと思います。

先日ですね、私、網走の気象台長とお話する機会がありまして、そのときにこの気象温暖化の影響は北海道が大きく受けているということでございました。先ほどIPCCが言う1.5度に抑えたいという目標で立てておりますが、これが達成されても今の推計でいけば今世紀末には1.7度上昇、この達成も大変なんです、このままいけばこの北海道の道東地域は5.2度上昇するという推計があるというふうにお伺いしました。これは5.2度といえば私たちが例えばですね、お風呂に入った40度が45度になる。これは生命体がですね、存続していくためにも本当に危機的な状況になるという認識を持ちながら、本町はこのゼロカーボンシティを取り組んでいく決意をしたところでございますし、ご承認いただいたところであります。

未来永劫この人類が繁栄していくことを願いまして、本町にもできること、これを取り組んでまいりたいと思いますが、今しばらくその具体的な方策についてはお時間をいただきたいと考えております。

○岩藤議長 7番。

○7番 阿部議員〔一般質問席〕 ただいま町長から答弁がありましたように、本町は527平方キロメートル、その8割を占める広大な森林を有する自治体であります。今のままだと十分に排出量と吸収量の均衡で考えれば2030年、そして2050年の目標も十分にクリアできるのではないかとこのように思っております。しかし、周りの山を見ると皆伐の跡が目につきます。伐期を迎えた森が多いのかもしれない。切り倒した後の植林はどうか、苗木はあるのか、植林の人手はどうか、その後の手入れはどうか、十分な吸収量になるには何十年も時間が必要になってまいります。現在の自然環境を未来永劫引き継ぐことが絶対の使命であります。わが町が良ければそれだけでよくないのがカーボンニュートラルであります。置戸町が901番目の宣言でありまして、さらに846の地方公共団体が宣言、そして取り組むことで、地球上のわずかな一部分が27年後のゼロカーボンに向かって進むことになるわけでありまして。

現在の国の流れとしてはグリーントランスフォーメーション、化石燃料に頼らず、太陽光や水素など、



自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることで二酸化炭素の排出を減らそう、そしてそうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していこうという取り組みのことでありまして、今後10年間150兆円を超えるGX、グリーントランスフォーメーションの投資を官民協調で実現をしていこうと、このようにしています。そうした需要を逃す手はございません。行政がゼロカーボンに取り組む意義は地域で雇用創出し、人口減少や災害リスクなどの地域が抱えるさまざまな課題の解決につながるものと考えます。

町は脱炭素社会の実現に向けて先ほど来答弁をいただいておりますけれども、具体的にどのような仕組み、施策を展開し、活気ある地域社会を創出しようとしているのか、町長の考えがあればお伺いをしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先ほど説明でも申し上げましたが、本町は推計ではマイナスカーボンの町になっているという推計がありますが、これとてうちの町はいいということで取り組まなければ、全世界でこの目標達成にはならないことから、本町もこれは取り組んでいかなければならないと認識に立っております。それは議員と同じような認識であります。先ほど申し上げ、議員からもご指摘はありましたように、本町の二酸化炭素を吸収してる大きな森林、まあとりわけ町有林もそのうちの一つであります。伐採が進んでいるところも近年見受けられます。その後植林がされているか、その検証ももちろんしなければなりません。本町におきましてこんな話を聞きました。老齢林が多くても二酸化炭素の吸収量は増えない、成長林、若齢林が多く、これは循環型の育林をしていかなければ、なかなかこの二酸化炭素の吸収量は増えていかないということもお聞きして、今年から皆伐をしてですね、その後抜跡に造林をしていくと、今までの択伐を中心とした町有林の施業からまあ予算につきましても町有林施業は3倍増の予算計上して進めていこうというふうに計画をしておりますが、議員からもお話のとおり、苗木の確保、事業体、それを植える事業体があるのか、そんな課題も本当に今直面している大きな現実でもあります。しかしながら一步一步でも進めていかなければ、この私たち人類が住み続ける地球を維持できないということから、できることから取り組んでいかなければならない。そして本町での施策につきましては正確な評価、そしてまあどのようなポテンシャルがあるかを見極めながら施策決定をしていかなければならないと思います。

例を挙げていけば、太陽光に代表されるような自然エネルギーの導入、または循環エネルギー、バイオマスなどの循環エネルギーの可能性なども探っていかなければならないと思いますが、一方で新聞報道では太陽光パネルを作るのに莫大なエネルギーと、それが二酸化炭素を排出しているんだと、そんな報道もなされています。一概に導入だけすればそれでいいという取り組みではないということもお聞きしてますし、今日の新聞では日本のある大手の企業が世界に先駆けて、今までのリチウムイオン電池よりも効率の良い蓄電設備、車両のだと思いますが、そんなものを発表されたとお聞きします。効率を求めるようなこの省エネ、この推進も全町で取り組んでいかなければならないと思います。

まああの昨年、この一昨年から本町も暑さ対策で公共施設にエアコンを付けてきました。これはまさに電気使用量を増大させる結果も招いていきます。これを少しでも抑えるためにはやはり私は太陽光など公共施設の導入もこれは図っていかなければならないと思いますし、それから今年予算計上を認めていただきました公用車の電気自動車の導入なども少しずつ進めていかなければならない、そんな足を架

けていく初年度にしていきたいと思いますが、具体的な施策につきましては、先ほど申し上げました通り策定委員会を設けまして、そのなかで議論していくこととなりますので、どうぞご理解賜りたいと思います。

○岩藤議長 7番。

○7番 阿部議員〔一般質問席〕 ただいま、これから策定にあたってというお話でございますから、ところが今日の道新に書いてあったようにですね、北海道でも太陽光発電のメガソーラーをどこだかに、例えば5キロ平方メートルのものを作ると。それはまあ地域住民とのそれこそ話が全くついていないなかでその事業者がそういう形をとると、非常にまあ地域での揉め事の一つになるんだろうなと思います。置戸でもですね、あっちゃこっちゃんに太陽光の発電施設があるわけでありましてけれども、誰の土地に誰が作ってるのか全く僕らわからないで通り過ぎるわけですけども、当初は町の境野の水泳プールの跡地に太陽光発電を付けたいんで貸してくださいと、そのまあ借り賃がいくらなのって話になれば年間1万円ぐらいじゃないかと、いやそんなような話でまあ今すでに付いている、稼働している。ただ、ほかにも町の土地でそういった施設がまだあるのかなというふうに思いますし、町のなかでもそちらこちらにですね、あのあまり景観のために見ると良くねなあと思う場所にまあ平気で作るというようなことがまあ起きるわけでありまして、どこにでもまあ自然エネルギーだということで太陽光を、先ほども言いましたように太陽光発電施設を作るために莫大なエネルギーを使ってるっていうことになれば、まあそれでお金儲けをする人が確かにいる、それは仕方がないと思うんですが、どこにでも作ってもいいというものじゃないんで、それと風力ですか、確かに自然エネルギーなんですけれども、それもどこにでも作れば地域住民から不満の声が出てきたり、地域住民との合意のもとで作ってるわけじゃなくて、事業者が勝手に作るわけですから、それでできちゃってから何とかっていうふうなことが起きないとも限りませんので、その辺のまあ住民とのやり取りというものをきちっと進めて、まあ太陽光発電なり、まあ置戸は風車ということはないでしょうが、進めていただけたらなあと思います。まあそれなりの今の状況でのお答えをいただきましたので質問は一応終わりますけれども、置戸町の町長宛てに環境大臣の西村さんから認定書というのか、宣言をしていただきましたからっていうお礼の書き物だと思いますけれども、まだ日本国で先ほど言ったようにおよそ半分のまあ地方公共団体しかできてないということでもありますから、まだまだ先が長いことというふうに思いますので、懲りずにですね、まあ置戸はできることをできるだけやっていくということを進めていただければなと、このように思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 この取り組みを進めていくうえで官民連携をしながらということも大事でありますし、住民とのコンセンサスを大切しながら進めなければ、先ほど言われました事例が全国各地で起きているのも承知しております。この辺は策定委員会とも十分協議をしながら本当に身の丈にあった取り進めをしていきたいと思いますが、あの住民の皆さんもこの問題については大いに興味を持っているなあということも実感しております。

ある人からこんなことを言われました。この策定をするということにつきましては、JAきたみらいからも農業でも何かできることがあるなら協力しますというお話もありました。そしてこないだ、ある農業者からはこんなお話も聞きました。あのヨーロッパの方では歩行器であんまり畑を起こさないで作物を作るような方法、要するに燃料を使わないで、あまり負荷をかけないで収量は一定程度落ちるのか

もしれませんが、あまり農薬や化学肥料も使わず、そんな栽培をすることもこの二酸化炭素排出量につながるのではないだろうか、そんなことも置戸町で先駆的に取り組んではどうだろうかというようなお話をされた農業者さんもおられます。本当にいろいろな意見があるんだと思いますし、方法もあるんだと思います。あの、置戸町の特性にあった計画を住民のコンセンサスを得ながら進めてまいりたいと思います。

○岩藤議長 7番。

○7番 阿部議員〔一般質問席〕 以上で私の質問を終わります。

○岩藤議長 次に3番 石井伸二議員。

○3番 石井議員〔一般質問席〕 それでは通告に従い一般質問をする前に、現在置戸日赤で実施しております高齢者等へのコロナワクチン接種ですが、車椅子利用の母と認知症の父、日赤への定期受診の際にコロナワクチンを打ってくれたらとてもありがたいとお話したところ、すぐに連絡調整をさせていただき、おかげさまで一度で事足りました。担当者の皆さん、日赤の皆さん、非常にあの迅速な対応をしていただき、介護者として大変助かりました。感謝、お礼を申し上げたいというふうに思います。

それではアフターコロナにおける今後の新型コロナウイルス感染症対策について町長にお伺いいたします。先月の5月8日に新型コロナウイルス感染症がインフルエンザ同様に5類感染症に移行されました。しかしながら、非常に感染力が強く、感染者が減ったというお話を聞かないわけですが、まだ予断を許さない情勢だというふうに思います。

現に本町ではワクチン接種の継続、福祉施設での発症事例に伴う面会制限、日赤では発熱外来の継続、コロナ病室の存置など、何ら以前と変わらない対応をしているところであります。この質問の通告後にクラスターと思われるような事例も発生しております。

これといった治療薬もなく、自宅療養による濃厚接触者増も心配され、単身者世帯が多い本町において、引き続き罹患者対応、予防対策が必要だというふうに思います。相談窓口と住民が安心して暮らせるように周知今一度お願いをしたいというふうに思います。今後の町としての対応、対策を伺うものであります。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいま議員から今後の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問ですが、振り返れば令和元年12月に中国の武漢で発生が確認された新型コロナウイルス、我が国では3年と5か月前、令和2年1月に1人目の発生が確認された以降、爆発的に感染が拡大し、国による緊急事態宣言の発動や蔓延防止対策措置などにより、今までの生活スタイルが一変し、さまざまな制約を受けながらの生活を余儀なくされた3年間でありました。また、第1号となりましたクラスター発生は、近隣の北見市で発生をし、大きく報道され、心理的にも大きな影響を受けたのも事実であります。

本町におきましても令和2年2月10日に置戸町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、以後29回にわたり本部会議を開催し、公共施設の閉鎖、衛生用品の整備、日赤病院との連携したワクチン接種など、そのほかに国の交付金を活用した経済対策など、議会にお諮りしながら効果的な新型コロナウイルス感染症対策に努めてきたところであります。

ご存知のとおり、本年5月8日より新型コロナウイルス感染症は感染法上の分類が2類相当から5類に引き下げられたことから、今までの制限が解除され、個人による予防対応に委ねられることになりました。

が、先ほど議員がおっしゃられたとおり、本町においてもこの5月以降に感染の報告がなされているのもお聞きしております。

一方、経済を見ますと、日本人だけではなく海外からの観光客が今増えて順調な回復を見せており、置戸町への入り込みも先ほど質疑でもありましたが、勝山温泉ゆーゆはじめ増加に転じていることが期待されるではありますが、不安定な世界情勢により電気代の値上げ、各種物価の高騰など、生活への影響はまだまだこれからも続いていくものと感じております。

さて、ご質問の今後のコロナウイルスへの対応ですが、感染法上の分類は変わっても病気はなくなりません。この感染症もなくなっていないです。対策本部も解散している現在は、基本的には国や道が示す対応に準じた取り扱いとはなりますが、再び感染が爆発的に拡大し、国や道においても新たな対策が取り沙汰される場合には、本町におきましてこれまで積み上げてまいりましたノウハウを生かして、速やかに感染を最小限に食い止める対応を取っていくこととなります。もし町内で各施設、団体等での感染状況により緊急の対応が必要となった場合には、随時幹部職員を招集し、対策会議ではありませんが、協議を進めてまいりたいと思います。

現在65歳以上の高齢者をはじめとする対象者に、希望する対象者に対しワクチン接種を行っておりますが、秋以降には5歳以上の対象の希望者にワクチン接種も計画しております。接種へのご理解をお願いするとともに、当面公共施設におきましてはアルコール消毒器などを撤去せず、そのまま存置して安心して利用できるよう対応してまいりたいと思います。町民の皆さんのなかには現在もコロナに対する不安、そして感染の事例もあるとお聞きしておりますので、そんな方につきましてはコロナウイルスに限らず、福祉センターほかでは健康不安や体調不良のある方につきましては随時保健師が相談窓口となっております。またワクチン接種の窓口としてダイヤルインも今も設置しておりますので相談しなければならぬようなことがあれば気軽に相談をいただきたいと思いますが、議員のお話のとおり、周知がなされていないんじゃないかということは私の方といたしましても反省をし、ホームページや広報などを通じて周知をしてまいりたいと思います。

また、感染の症状がある場合は病院に確認をし、医師の指示を仰ぐことが第一ですが、もし不安があれば同様に保健師に相談いただきたいと思っておりますし、生活の不安につきましても申しただければそれに対応してまいりたいと思います。5月8日以降は正式な患者の報告は直接町には入ってきませんが、先ほど申し上げましたとおり、いろんな話をお聞きしております。また議員からもお話のありましたとおり、一部町内での行事も延期がなされたというふうなこともお聞きしております。これからはコロナウイルスと共存をしながら日常生活を取り戻していきたいと考えております。

7月2日には第56回おけと夏まつり、第46回人間ばん馬大会、これを復活して開催していきたいと思っておりますが、これとてコロナの感染に注意を払いながら、しっかりとした対策をしながらで開催を図っていきたいと考えておりますが、まあ徐々に世の中の全体でコロナのアフターコロナに向けて軸足を移していきたいというふうに考えておりますし、先ほど申し上げました経済対策につきましては、今後の議会にもお諮りをして経済対策についても配慮していきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 3番。

○3番 石井議員〔一般質問席〕 先ほどコロナに対してのまあこれといった治療薬がないというふうに申し上げましたが、実際は緊急承認された経口抗ウイルス薬ゾコーバですとか、パキロビッドですと

か、ラゲブリオ、薬名を間違っていたらごめんなさい、そういったものがあると。でまた置戸日赤でも対応できるという医療機関となっております。非常にそうした際、治療費はいくらくらいかかるんだらう、薬価はどれくらいなんだらうということがちょっと気にかかるところなんです、そういった細かい情報もあると非常に安心できるのかなというふうに思います。

また、職場、学校、出勤停止ですとか、出席停止、学級閉鎖の基準等々というのはインフルエンザと同様の基準で推移しているのか、そういったことも少しでも細かい情報発信があると町民も安心して予防対策が取れるのかなというふうに思いますので、そういった情報発信について今一度町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ゴコーバ等の投薬につきましては、医師の指示に基づいての投薬となりますので、詳細私の方で承知してない部分もありますが、まああの費用負担ですね、これは基本的にはこの5月8日以降高額になる場合は減額もされますが、基本的には受診者が負担しなければならないような状況になっております。また、学校の休校と学級閉鎖等はそれぞれ学校の方で判断をしながら、今回もクラス閉鎖等行っておりますので、詳細についてはちょっと私お答えしかねますが、もしもそのような一定のものがあればですね、まあ公表できるものがあれば公表していきたいと思います。まああのいずれにいたしましても、本町は日赤があることが一つの安心につながっているとしますし、保健師、そして日赤とも連携を取りながら不安のある方、健康への不安、生活への不安含めてですね、対応していきたいと思っておりますので、どうぞご理解賜りたいと思います。

○岩藤議長 3番。

○3番 石井議員〔一般質問席〕 質問は以上なんです、冒頭申し上げたように、迅速な対応をしていただければというふうに思いますのでよろしくお願いを申し上げます。以上で質問を終わります。

○岩藤議長 これで一般質問を終わります。

---

◎日程第 3 議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する  
条例の一部を改正する条例から

◎日程第 9 議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計  
画の一部変更についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3 議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から日程第9 議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてまでの7件を一括議題とし、これから質疑をします。

議案の順序で行います。

〈議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。  
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第31号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第31号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第33号 令和5年度置戸町一般会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 議案第33号 令和5年度置戸町一般会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費、3項戸籍住民登録費。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

6款農林水産業費、1項農業費。7款商工費。8款土木費、1項土木管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

9款消防費。10款教育費、2項小学校費、3項中学校費。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 スクールバス運行に要する経費ということでお伺いをしたいと思いますけども、スクールバス、小学校、中学校合わせて5台あるなかで、置き去り防止装置を付けるというお話でありましたけども、この話は、よく全国的には保育園とか、小さい子どもたちがそういう置き去りとかあって、いろいろなことになっているということをお聞きしますけど、置戸の小中学校でそういうことがあったのかなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 学校教育課長。

○大戸学校教育課長 委託している委託業者、事業組合の方から、以前、ちょっと小学校の低学年の生徒がいてしばらく分からないで走っていたっていう事例はあったというふうに伺ってます。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 そういうことを含めて今後そういうことが起きないようにこういう防止装置を付け

るということは適切な行為だと思しますので、速やかに実行していただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 学校教育課長。

○大戸学校教育課長 全国でこの装置を付けているということで、品薄状態になっているんですけども、出来る限り早く委託先に委託したいと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番 前田議員。

○2番 前田議員 所管は変わるのですが、これどんぐりの送迎バスの方の対応はどうなっているのかってというのは、いかがなんでしょうか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 あくまでも信愛会の方のバスでございますので、そちらの方で対応していただきますが、まだ設置はされておられません、設置義務がございますので、それまでに間に合うように設置はいたしますけども、なかなか難しい部分もあるかもしれませんので、いろいろと信愛会と相談をしながらやろうかなというふうに思ってますし、補助金等もそういった部分ではございましたので、それも含めながら考えていきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。10款地方交付税。14款国庫支出金、2項国庫補助金。15款道支出金、2項道補助金。

16款財産収入、1項財産運用収入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第34号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 議案第34号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条 収益的収入及び支出の補正は、別冊、補正予算実施計画及び明細書(第1号)から進めます。

下水道事業会計補正予算実施計画及び明細書(第1号)、1ページから3ページまで。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 この浄化センターの機械の関係については、工事で自家発電に切り替えたときに不具合が起きたような説明があったと思うんですけども、その辺の原因がはっきりしていれば対応の仕方もあったのではないかと思うんですけど、その辺どういうふうに捉えておりますか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 今回の故障につきましては、説明でもお話いたしましたけれども、北電の電力メーター交換の際に、一時北電の電気を止めるという形になります。その際、遮断機の機能によりまして

自家発電機に自動的に切り替わるという状況でございました。そのあと、通常の北電の通電に戻したところですね、本来ですと遮断機の機能で自家発電機が止まって通常の北電の通電に戻るということにはなはずだったんですけども、それが切り替えがうまく作動せずですね、両方とも自家発電機の電気にも及び北電の通電も両方とも繋がらないというような状況になりました。説明でも申しましたけれども、対応といたしまして手動で操作できましたものですので、手動で何とか切り替えを行って何とか通電を行えたという状況でございました。故障のはっきりした原因は、その時点では分かっておりませんが、ただ、供用開始してからですね、平成7年に供用開始しまして、約29年ですか経過しております。その間ですね、一度も更新等、この遮断機については行っておりませんでしたので、その老朽化による劣化したということがですね、大きな原因ではないかというふうに考えているところでございます。すぐさまでですね、現状で下水の処理ができないということではございませんけれども、動作がですね、うまく働かないというような状況になっておりますので、更新の方をですね、させていただければというふうな思いで、修繕費、補正として上げさせていただいたところでございます。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 いずれにしても多額の費用はかかります、直すとなると。そこら辺の手順等を確認しながら今後も使用していただきたいというふうをお願いをいたします。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 下水処理に支障のないような形で修理の方を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、下水道事業会計補正予算(第1号)について質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第35号 置戸町の特定の事務を取扱う郵便局の指定について〉

○岩藤議長 議案第35号 置戸町の特定の事務を取扱う郵便局の指定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について〉

○岩藤議長 議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参のうえ、議員控室の方へ移動願います。説明員の方は、そのまま自席でお待ちください。



---

休憩 13時50分

再開 13時56分

---

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてまでの7件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてまでの7件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第30号から議案第36号までの7件について討論を終わります。

これから、議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてまでの7件を採決します。議案の順序で行います。

まず、議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第30号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第30号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 置戸町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第31号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第31号 置戸町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第32号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和5年度置戸町一般会計補正予算(第2号)及び議案第34号 令和5年度

置戸町下水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括して採決します。

議案第33号及び議案第34号の2件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第33号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第2号）及び議案第34号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第1号）の2件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 置戸町の特定の事務を取扱う郵便局の指定についての採決を行います。

議案第35号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第35号 置戸町の特定の事務を取扱う郵便局の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についての採決を行います。

議案第36号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第36号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書から

◎日程第13 意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書まで

————— 4件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第10 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書から日程第13 意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書までの4件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第2号から意見書案第5号までの4件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号から意見書案第5号までの4件については、趣旨説明を省略することに決定

しました。

これから、意見書案第2号から意見書案第5号までの4件について一括質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第2号から意見書案第5号までの4件について一括討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書から意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書までの4件を一括採決します。

お諮ります。

意見書案第2号から意見書案第5号までの4件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書から意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書までの4件については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議員の派遣について

○岩藤議長 日程第14 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の議案のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

○岩藤議長 お諮りします。

ただいま議決しました議員派遣の内容に、今後変更を要する時は、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣の内容に今後変更を要する時は、その取り扱いを議長に一任することに決定しました。

---

### ◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

ここで傍聴席の皆様一言お礼を申し上げたいと存じます。9時30分からこの時間まで熱心に傍聴していただきまして、誠にありがとうございました。本日の議場の雰囲気あるいは一般質問のやり取りについて町のなかで話題にしていただければ幸いと存じます。特に今回は、新人議員さんが初の議会ということで、その内容も含めてお話いただければ幸いと存じます。よろしく願いいたします。

---

### ◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和5年第5回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 14時07分